

# 資 料 編

## 〔防災関係機関〕

## ○防災関係機関一覧

## 第 1 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南部町役場	南部町富士28505-2	0556-66-2111
〃 南部分庁舎	南部町内船4473-1	0556-64-3111
〃 万沢支所	南部町万沢3398-1	0556-67-3002

## 第 2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県 防 災 行 政 無 線※	
			衛 星 系	地 上 系
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1432	200-2525	*9-200-2525 または*-2525
峡南地域県民センター	富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎1階	0556-22-8165	360-2021	*9-360-2021 または*-2021
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎1、2階	0556-22-8145	360-3011	*9-360-3011 または*-3011
峡南林務環境事務所	市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階	055-240-4140	340-6006	*9-340-6006 または*-6006
峡南農務事務所	市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎1階	055-240-4135	340-5010	*9-340-5010 または*-5010
峡南建設事務所	市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎3階	055-240-4123	340-7011	*9-340-7011 または*-7011

※ 本庁舎、分庁舎からかける場合は、「専用無線機」を使用する。

## 第 3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内一丁目1-18	055-253-2261
関東農政局甲府地域センター	甲府市丸の内一丁目1-18	055-254-6055
南部森林事務所	南部町内船8106	0556-64-2134
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880
甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目7-29	055-222-9101
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1	03-6238-1771
山梨労働局鯉沢労働基準監督署	富士川町鯉沢655-50	0556-22-3181
ハローワーク鯉沢	富士川町鯉沢1215	0556-22-8689
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目10-1	055-252-5491
		055-252-8888(河川)
		055-252-8898(道路)
〃 峡南国道出張所	身延町梅平2483-185	0556-62-0621
〃 富士川中流出張所	南部町内船4544-2	0556-64-2310

## 第 4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県 防 災 行 政 無 線 (衛星系)
N T T 東 日 本 (株) 山 梨 支 店 南部郵便局	甲府市朝気三丁目21-15 南部町南部8323	055-237-0554 0556-64-2001	

内船郵便局	南部町内船7380-3	0556-64-2050	
万沢郵便局	南部町万沢3477-1	0556-67-3001	
富河郵便局	南部町富士2737-2	0556-66-2001	
十島簡易郵便局	南部町十島83	0556-67-3344	
成島簡易郵便局	南部町成島3221	0556-64-3246	
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田一丁目6-1	055-251-6711	057
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内2-26-1	055-224-4101	061
東京電力パワーグリッド(株)	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5110	062(山梨総支社)
山梨総支社	(時間外)	0120-995-882	

### 第5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨交通(株)	甲府市飯田三丁目2-34	055-223-0811
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐栢1000-7	055-262-5561
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内二丁目-23-11	055-226-1611
南巨摩郡医師会	富士川町最勝寺1276-4 (小野皮膚科医 院内)	0556-22-6251
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝一丁目21-20	055-228-4171

### 第6 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南部警察署	南部町南部9335-1	0556-64-0110
〃 富河駐在所	南部町富士28515-3	0556-66-2730
〃 万沢駐在所	南部町万沢5204-1	0556-67-3144
〃 内船駅前連絡所	南部町内船7769-3	0556-64-0110

### 第7 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
峡南広域行政組合消防本部	市川三郷町下大鳥居27	055-272-1919
〃 中部消防署	身延町下山端淵231-52	0556-62-5119
〃 南分署	南部町楮根2890-1	0556-66-2119

### 第8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (衛星系)
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135	051

### 第9 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南部町社会福祉協議会	南部町内船8812	0556-64-2075
〃 富沢支所	南部町富士28505-2	0556-66-2608
ふじかわ農業協同組合栄支店	南部町内船4812	0556-64-3161
〃 南部支店	南部町本郷4361	0556-64-3100
〃 富沢支店	南部町富士2705-3	0556-66-2211
南部町森林組合	南部町内船7754-1	0556-64-2064
〃 富沢支所	南部町富士4348	0556-66-2730
南部町商工会	南部町南部8755	0556-64-2357
〃 富沢支所	南部町富士2705	0556-66-2513
南部町環境センター	南部町万沢5979-3	0556-67-3619
南部アルカディア聖苑	南部町大和1633-1	0556-64-1033
なんぶ光ネットふるさと情報センター	南部町富士28505-2	0556-66-3600

## ○給水装置工事事業者一覧

平成28年1月1日現在

指定店番号	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号 (FAX番号)	指定年月日
1	(株) イナバ	南部町福士 2700-14	0556-66-2311 (0556-66-2313)	平成10年6月30日
4	市瀬設備	南部町内船 4790-8	0556-64-3703 (0556-64-3703)	平成10年6月30日
5	若林水道設備	南部町福士 14384	0556-66-2853 (0556-66-3320)	平成10年6月30日
6	身延総合設備 (株)	身延町小田船原 1157	0556-62-0710 (0556-62-0938)	平成10年6月30日
7	(有) フジモリ設備	南部町本郷 10752	0556-64-3133 (0556-64-3133)	平成10年6月30日
8	(株) 装商	静岡県静岡市駿河区中島 1160-1	054-281-1601 (054-281-2314)	平成10年8月3日
9-2	宮城設備 (株)	静岡県静岡市清水区押切 1644	054-346-1041 (0543-46-1058)	平成10年8月5日
10	(有) 山桂設備工業	静岡県富士宮市富士見ヶ丘 677	0544-27-0155 (0544-27-0220)	平成10年9月1日
11	(株) 米山実業	甲府市堀之内町 861	055-243-7711	平成10年10月1日
12	高橋商事 (有)	富士川町鯉沢 1792	0556-22-0135 (0556-22-0360)	平成10年11月1日
13	甲府住宅設備 (株)	甲府市德行 2-10-40	055-228-8821 (0552-28-8819)	平成10年11月10日
14	富沢設備工業	南部町万沢 12143-65	0556-67-3674 (0556-67-3883)	平成11年4月15日
15	五味設備	甲府市湯田 1-12-3	055-237-5342 (0552-37-5342)	平成11年7月1日
16	柴工業 (株)	静岡県静岡市清水区北脇 399	054-346-0001 (054-346-0323)	平成11年8月5日
17	市川設備	静岡県富士市松岡 118-10	0545-64-8246	平成11年9月20日
18	(有) アート住設	甲府市富竹 4-3-38	055-228-9341 (055-233-2055)	平成12年2月1日
19	日本パイピング工業 (株)	甲府市住吉 3-26-16	055-235-8818	平成12年2月25日
20	(株) 山梨管工業	甲府市中小河原 1-9-17	055-241-6011 (055-241-8451)	平成12年9月1日
21	イギ設備	静岡県静岡市清水区鶴舞町 3-39	054-366-2903 (0543-66-3004)	平成12年11月6日
23	菊屋商店	南部町福士 4492	0556-66-2032	平成13年5月15日
24	日昇総合設備 (株)	甲府市德行 3-6-23	055-237-8891 (055-235-0140)	平成13年6月5日
25	辻設備	笛吹市成田 2040	055-263-9762 (055-263-9762)	平成13年10月1日
26-1	(株) 清水商事	南アルプス市六科 1565	055-285-0649	平成14年2月8日
27	末高設備	南部町楮根 118-4	0556-66-2954	平成10年6月4日
28	(有) 塩川設備	静岡県富士宮市沼久保 588	0544-23-0706	平成13年10月22日
29	(株) 大南設備	身延町丸滝 158-1	0556-62-3255 (0556-62-2899)	平成15年4月17日

31	佐野土建（株）	中央市西花輪 4027- 8	055-273-1230 (055-273-3254)	平成18年1月11日
32	晴明興業	身延町常葉 1007	0556-36-0277	平成16年4月26日
33	（株）一商会	静岡県富士市今泉 2568- 1	0545-21-1319 (0545-21-6965)	平成17年1月24日
34	（有）竹美屋工務店	身延町梅平 3986- 2	0556-62-0234	平成17年6月1日
35	（株）浅間設備	静岡県富士宮市阿幸地 1052- 5	0544-27-4266	平成17年6月6日
36	武藤設備	甲府市国母 4- 2-11	055-226-3797	平成17年6月7日
37	一木設備	中央市下條 504- 7	055-274-6035	平成17年6月21日
38	中嶋設備	南アルプス市桃園 496- 1	055-283-3460	平成18年9月25日
39	（有）芦沢設備工業	市川三郷町葛籠沢 195	0556-32-3723	平成19年1月18日
40-1	（有）隼設備	静岡県富士市厚原 1763- 1	0545-37-1155	平成19年6月11日
41	戸栗設備	南部町南部 9588	0556-64-3076	平成19年10月2日
42	長田設備工業	甲斐市牛匂 2263- 8	055-277-3553	平成20年5月2日
43	（有）東設備	南アルプス市上今諏訪 1759	055-282-4809	平成21年4月14日
44	中央水道	中央市東花輪 380- 4	055-274-3654	平成21年6月22日
45	（株）前島工業	静岡県富士宮市阿幸地町 123	0544-26-1406	平成21年7月21日
46	保坂設備	中央市浅利 2921	055-269-2471	平成22年5月19日
47-1	（有）井出工務店	静岡県富士宮市村山 280-26	0544-24-5838	平成23年6月16日
48	甲府管工業（有）	甲府市国母 7- 5-36	055-226-1223	平成24年6月19日
49	（有）双葉設備	甲斐市岩森 1401-16	0551-28-4775	平成25年5月8日
50	（株）杉本ハウス設備	静岡県静岡市清水区八坂東 2- 5-31	054-366-4411	平成27年3月30日
51	（有）鈴木設備	静岡県富士宮市下條 73	0544-58-0641	平成27年7月6日
52	ウォーターサポート小林	静岡県富士宮市北山 7429	0544-29-1970	平成27年7月16日

## 〔防災施設・設備等〕

### ○指定避難所一覧

1 避難所 一覧 ※（避難者1人あたりの使用面積は、山梨県地域防災計画は2㎡以上。太字は指定避難所）

平成27年9月1日現在

番号	避難施設名	住所	校舎・公民館等				電話番号 市外局番 (0556)	FAX 番号 市外局番 (0556)	トイレ 設置 A:水洗 B:汲取	AED 設置 施設	特設 公衆 電話の 台数	土砂災害警戒区域				浸水想定区域					
			施設 面積 (㎡)	1人 ／ 4㎡	建築年月日	耐震化 対 策						急 傾斜 特別	急 傾斜 警戒	土 石 流 警戒	地 滑り 警戒	0.0 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 5.0	5.0 ～	
1	<b>南部町公民館中野分館</b>	<b>中野 2510</b>	382.6	63	平成8年11月	耐震	64-3843				1台										
2	中野1組集会所	中野 1378	49.5	8	昭和55年																
3	中野6組つどいの家	中野 2355-2	101	16	平成5年	耐震															
4	中野7組8組集会所	中野 4817-1	68	11	昭和52年																
5	<b>南部町公民館本郷分館</b>	<b>本郷 4361-1</b>	509.9	84	昭和56年12月	耐震	64-2965			AED	1台										
6	東つどいの家	本郷 570	80	13	平成17年	耐震	64-2304														
7	原間つどいの家	本郷 1374	88.5	14	昭和63年	耐震	64-2698														
8	若宮集会所	本郷 1029	98.8	16	昭和55年																
9	馬場つどいの家	本郷 1229-2	68	11	平成1年	耐震															
10	西川つどいの家	本郷 5033	59.4	9	昭和59年	耐震															
11	峰沢つどいの家	本郷 5626-1	95.2	15	平成5年	耐震	64-4104														
12	杉尾集会所	本郷 7912	49.5	8	昭和48年																
13	谷津つどいの家	本郷 8936	52.8	8	昭和48年							○									
14	新地横沢集会所	本郷 9568	71.1	11	昭和54年		64-4109														
15	<b>南部町公民館成島分館</b>	<b>成島 1386-3</b>	322.9	53	昭和56年1月		64-2962			AED	1台										
16	成島ふるさと会館	成島 3090-1																			
17	小路組集会所	成島 3286	46.2	7	昭和45年																
18	竹の花つどいの家	成島 541	100	16	昭和60年	耐震															

19	宮の入集会所	成島 3261	78	13	昭和 54 年				B				○						
20	森屋組集会所	成島 3202	85	14	昭和 54 年				B					○					
21	中村組つどいの家	成島 2965- 8	67.6	11	昭和 56 年				B					○					
22	島組集会所	成島 1985- 2	82	13	昭和 56 年				B				○						
23	釜の口集会所	成島 3687	53.6	8	昭和 40 年				B			○							
24	南部町公民館柳島分館	南部 3021	165.3	27	昭和 53 年 4 月		64-2957		A	A E D	1 台								
25	双葉会館	南部 173	116.7	19	昭和 56 年				B										
26	片葉集会所	南部 5125- 6	62	10	平成 11 年	耐震			A										
27	南部町公民館南部分館	南部 8245- 2	465.9	77	昭和 53 年 12 月		64-2997		A		1 台							○	
28	岬原つどいの家	南部 7573	115.5	19	平成 4 年	耐震			A										
29	みどり幼稚園	南部 7576	600	100	昭和 52 年 6 月		64-3673		A										
30	城町集会所	南部 8234- 1	64	10	昭和 62 年	耐震			A									○	
31	城山町集会所	南部 8667- 2	64.3	8	昭和 40 年				B										
32	仲町集会所	南部 8545	73.3	12	昭和 58 年	耐震			B										○
33	諏訪町集会所	南部 8451- 1	62	10	平成 11 年	耐震			A										○
34	明和会館	南部 9101-16	72	12	昭和 36 年				なし				○					○	
35	南明会館	南部 9101- 3	67.9	11	昭和 53 年				B				○					○	
36	緑ヶ丘集会所	南部 9030	29.8	4	昭和 27 年				B										
37	昭和町上組集会所	南部 9172-35	105.5	17	昭和 48 年		64-2987		B										○
38	昭和町下組集会所	南部 9521	94.4	15	昭和 46 年				B										○
39	南部町公民館大塩分館	大和 1803- 1	189.8	31	平成 6 年 3 月	耐震			A	A E D	1 台			○					
40	塩沢集会所	塩沢 2724	370	61	昭和 54 年 9 月				A		1 台	○							
41	3 組集会所	塩沢 260	66	11	昭和 60 年	耐震			B										
42	南部町公民館内船上組分館	内船 7378- 3	346.8	57	昭和 61 年 11 月	耐震	64-2959		A		1 台			○					
43	富岡会館	内船 3037- 1	66	11	昭和 57 年	耐震			B										
44	三谷会館	内船 5369	92.4	15	平成 15 年	耐震	64-3814		A			○							
45	中田会館	内船 4910	92.42	15	平成 14 年	耐震			A					○					○
46	富士川会館	内船 3838	78.4	13	昭和 45 年				A										○
47	南部町公民館内船中組分館	内船 9418	115.9	19	昭和 50 年 12 月		64-2918		A		1 台			○					
48	居里集会所	内船 6820- 3	58	9	昭和 59 年	耐震			A			○							
49	学校通ふれあい会館	内船 8766	100	16	平成 14 年	耐震			A										○

50	南部町公民館内船下組分館	内船 10854-1	99.5	16	平成 10 年 11 月	耐震	64-3826		A	AED	1台	○								
51	寄畑集会所	内船 12082-1	89	14	平成 8 年	耐震	64-3704		A											
52	南部町公民館井出分館	井出 1385	147.1	24	昭和 53 年 3 月				A		1台									
53	下井出集会所	井出 1087-9	93.4	15	平成 15 年	耐震			A											○
54	南部町公民館十島分館	十島 146-4	150.7	24	昭和 51 年 12 月				A		1台							○		
55	南部町公民館佐野分館	上佐野 199	149.8	25	昭和 53 年 4 月		64-4207		A		1台									
56	南部町楮根区公民館	楮根 2938	189	31	昭和 50 年		66-2827		A		1台									
57	馬込多目的センター	楮根 885-1	74.4	12	平成 24 年	耐震	66-2476		A											
58	楮根峰地域集会施設	楮根 2438-5	60	10	平成 5 年	耐震			B											
59	楮根町屋地域集会施設	楮根 1650-1	121.7	20	平成 8 年 11 月	耐震	66-3464		A											
60	真篠多目的集会センター	福士 1297	85	14	昭和 57 年	耐震			A											
61	坂下多目的集会センター	福士 28517	134	22	昭和 59 年	耐震			A		1台									○
62	平多目的集会センター	福士 3180	110	18	昭和 58 年	耐震			A				○					○		
63	中島地域集会施設	福士 2700	166	27	平成 7 年	耐震	66-2341		A											○
64	峰多目的集会センター	福士 4145-1	68	11	昭和 56 年				A											
65	中央区地域集会施設	福士 4348	181	30	平成 3 年	耐震			A		1台		○							○
66	切久保地域集会施設	福士 24545	84.2	14	平成 15 年	耐震			A				○							○
67	矢島多目的集会センター	福士 24147-1	127	21	昭和 56 年				B				○							
68	矢島(上)地域集会施設	福士 4911-2	88	14	平成 6 年	耐震	66-2828		B		1台									
69	東市多目的集会センター	福士 23509	82	13	昭和 60 年	耐震			B			○								
70	向田多目的集会センター	福士 13886-2	131	21	昭和 56 年				B	AED	1台			○						
71	御堂公民館	福士 9049	127	21	平成 4 年	耐震	66-2820		A	AED	1台			○						
72	西市地域集会施設	福士 15509-3	116	19	平成 8 年	耐震	66-2821		A											
73	竹の沢多目的集会センター	福士 22471	99	16	昭和 59 年	耐震	66-3118		A		1台									
74	東根熊多目的集会センター	福士 21160-1	132	22	昭和 56 年				A					○						
75	西根熊多目的集会センター	福士 15770-1	114	19	昭和 57 年	耐震			A											





2 指定避難所一覧 ※（避難者1人あたりの使用面積は、山梨県地域防災計画は2㎡以上）

番号	避難施設名	住所	校舎・公民館等				電話番号 市外局番 (0556)	FAX 番号 市外局番 (0556)	トイレ 設置 A:水洗 B:汲取	AED 設置 施設	特設公衆 電話の 台数	避難地区(地域)名
			施設 面積 (㎡)	1人 / 4㎡	建築年月日	耐震化 対 策						
1	南部町公民館中野分館	中野 2510	382.6	63	平成8年11月	耐震	64-3843		A		1台	中野区
2	南部町公民館本郷分館	本郷 4361-1	509.9	84	昭和56年12月	耐震	64-2965		A	AED	1台	本郷区
3	南部町公民館成島分館	成島 1386-3	322.9	53	昭和56年1月		64-2962		A	AED	1台	成島区
4	南部町公民館柳島分館	南部 3021	165.3	27	昭和53年4月		64-2957		A	AED	1台	柳島区
5	南部町公民館南部分館	南部 8245-2	465.9	77	昭和53年12月		64-2997		A		1台	南部区
6	南部町公民館大塩分館	大和 1803-1	189.8	31	平成6年3月	耐震			A	AED	1台	大塩区
7	南部町公民館内船上組分館	内船 7378-3	346.8	57	昭和61年11月	耐震	64-2959		A		1台	内船上区
8	南部町公民館内船中組分館	内船 9418	115.9	19	昭和50年12月		64-2918		A		1台	内船中区
9	南部町公民館内船下組分館	内船 10854-1	99.5	16	平成10年11月	耐震	64-3826		A	AED	1台	内船下区
10	南部町公民館井出分館	井出 1385	147.1	24	昭和53年3月				A		1台	井出区
11	南部町公民館十島分館	十島 146-4	150.7	24	昭和51年12月				A		1台	十島区
12	南部町公民館佐野分館	上佐野 199	149.8	25	昭和53年4月		64-4207		A		1台	佐野区
13	南部町楮根区公民館	楮根 2938	189	31	昭和50年		66-2827		A		1台	楮根区
14	坂下多目的集会センター	富士 28517	134	22	昭和59年	耐震			A		1台	文京区
15	中央区地域集会施設	富士 4348	181	30	平成3年	耐震			A		1台	中央区
16	矢島(上)地域集会施設	富士 4911-2	88	14	平成6年	耐震	66-2828		B		1台	天王区
17	向田多目的集会センター	富士 13886-2	131	21	昭和56年				B	AED	1台	向田区
18	御堂公民館	富士 9049	127	21	平成4年	耐震	66-2820		A	AED	1台	御堂区
19	竹の沢多目的集会センター	富士 22471	99	16	昭和59年	耐震	66-3118		A		1台	臯月区
20	徳間多目的研修センター	富士 16832	248	41	昭和53年		66-2781		A	AED	1台	徳間区

21	越渡公民館	万沢 1370	70	11	昭和 58 年	耐震	67-3417		A		1 台	朝日区
22	上地域集会所	万沢 4124-2	132.2	22	平成 14 年	耐震	67-3093		A		1 台	富士見区
23	下宿地域集会所	万沢 3475-3	149.9	24	平成 16 年	耐震			A		1 台	元宿区
24	万沢公民館	万沢 3398-1	510	85	昭和 51 年 7 月		67-3002		A		2 台	新宿区 (福祉避難所)
25	ふるさと陵草館	万沢 11786-65	104.1	17	平成 2 年	耐震	67-3098		A		1 台	陵草区
26	ふれあいサロン	南部 8050-1	182	30	平成 13 年 12 月	耐震			A			福祉避難所
27	アルカディア 南部スポーツセンター	大和 360	4,363	727	平成 6 年 5 月	耐震	64-3113		A	AED	3 台	南部区、大塩区
28	南部町総合会館	内船 4473-1	2,285	380	昭和 54 年 3 月		64-3115	64-3116	A		3 台	内船上区
29	南部町アルファセンター	内船 8812	1,144	190	平成 3 年 6 月	耐震	64-2075		A	AED	2 台	内船中区、内船下区 (福祉避難所)
30	佐野清涼荘	上佐野 199	225	37	平成 5 年 3 月	耐震	64-2874		A		1 台	佐野区
31	睦合小学校体育館	南部 4376	867	144	平成 18 年 12 月	耐震			A		2 台	成島区、柳島区、本郷区
32	栄小学校体育館	内船 8766	797	132	平成 4 年 2 月	耐震			A		2 台	内船中区、内船下区、井出区、十島区
33	南部中学校体育館	南部 8746	994	165	平成 13 年 12 月	耐震			A		2 台	南部区、中野区
34	広域柔剣道場	南部 8755	539.6	89	昭和 62 年 2 月	耐震			A			南部区、中野区
35	デイサービスセンター	富士 14123	397.8	66	平成 9 年 2 月	耐震	66-3161		A			向田区
36	富河小学校体育館	富士 2700-19	781	130	平成 17 年大規模改修	耐震			A		2 台	天王区、向田区、御堂区、臯月区、徳間区
37	旧富河中学校体育館	富士 2700-18	1,307	217	平成 10 年 8 月	耐震			A	AED	2 台	楮根区、文京区、中央区
38	南部町農村環境改善センター	富士 28505-2	996.5	166	平成 5 年 8 月	耐震	66-3340	66-3340	A			楮根区、文京区、中央区
39	南部町活性化センター	富士 28505-2	1,552	258	平成 13 年 8 月	耐震	66-2608	66-2608	A		3 台	福祉避難所
40	万沢小学校体育館	万沢 4119	716	119	平成 14 年地震補強改造実施済	耐震			A		2 台	元宿区、新宿区、陵草区
41	旧万沢中学校体育館	万沢 4230	667	111	平成 16 年 11 月大規模改修	耐震			A	AED	2 台	朝日区、富士見区、元宿区

## 3 指定緊急避難場所一覧

平成27年9月1日現在

番号	避難地区（地域）名	避難地	世帯数	避難者数
1	中野1組～6組	ちびっこ広場	101	271
2		中野グラウンド		
3	中野7組・8組	清水原集会所前	51	134
4	東・原間・若宮・馬場	原間集会所前	121	351
5	峯・杉尾	峯集会所前	34	87
6	西川・谷津・新地横沢	本郷グラウンド	70	188
7	小路・宮の入・森屋・竹の花	成島スポーツ広場	89	243
8	中村・釜の口・島	成島ちびっこ広場	59	178
9	温井・日影島	双葉会館前	26	67
10	矢崎・片葉・根方・笠島・坂本・下島	睦合小学校校庭	90	292
11	岬原	みどり幼稚園	52	154
12	北坂団地・新道・城町・横町	南部中学校校庭	56	111
13	河原町・上本町・天神町	旧睦合農協跡地	41	81
14	城山町・仲町・下本町	南部中学校校庭	49	132
15	緑が丘・諏訪町	睦合第一保育所跡地	43	112
16	明治町上・明治町下	南部自動車工業k. k庭	37	79
17	昭和町上	中央運輸k. k庭	50	146
18	昭和町下	南部警察署庭	57	152
19	塩沢1組・塩沢2組	塩沢集会所庭	26	80
20	塩沢2組・塩沢3組	k. k稲葉自動車工業前	35	106
21	日向・原戸	大塩分館前	29	103
22	笠向	J Aふじかわ直売所前	11	31
23	県営南部団地	アルカディア文化館横駐車場	44	145
24	富岡	富岡会館前	23	68
25	小内船	久保田板金前	5	12
26	東谷津・中谷津・西谷津	谷津広場	64	179
27	中田上・中田下	中田会館前	64	163
28	一の出上	内船八幡神社庭	30	74
29	一の出下	南部町役場南部分庁舎前	14	37
30	宇上全域	内船駅前	96	241
31	倉ヶ平	旧四條文子宅前	3	6
32	居里・中村団地	中村団地前	28	62
33	中村上・中村西・中村東	中組分館前	67	176
34	学校通・内船団地	栄小学校校庭	50	131
35	島尻上・島尻下・サンテラス内船	南部自動車教習所広場	84	177

番号	避難地区（地域）名	避難地	世帯数	避難者数
36	寄畑	寄畑八幡神社庭	11	27
37	徳間	徳間バス停留所前	5	12
38	八木沢・井出八木沢	八木沢バス停留所前	9	20
39	井出上・井出東・井出岡田	井出分館前	38	106
40	下井出	下井出集会所前	13	42
41	上・中・下・中島	ちびっこ広場	99	259
42	沖・前・北・南	佐野清涼荘前	11	18
43	下野	下野バス停留所前	2	2
44	馬込	正行寺	13	25
45	町屋	町屋地域集会施設前	28	80
46	峰	峰地域集会施設前	12	40
47	宮原	若林安彦宅前	18	33
48	竹の花・原戸	楮根公民館前	51	135
49	真篠	小池博宅前	20	60
50	坂下	坂下多目的集会センター前	62	146
51	平	平多目的集会センター前	63	197
52	中島	中島地域集会施設前	61	176
53		旧富河中学校		
54	県営富沢団地	旧富河中学校	23	75
55	峰	峰多目的集会センター前	29	80
56	町屋	中央区公民館前	48	160
57	切久保	切久保公民館前	17	42
58	矢島下	魚辰駐車場	31	87
59	向島	矢島多目的集会センター前		
60	矢島上	久保川幸雄宅前	34	96
61	大尻	仲亀正人宅前広場		
62	東市	旧福土保育所	41	98
63		向井清宅前		
64	御堂	旧御堂スポーツ広場	50	106
65	向田・鯨野	旧老人福祉センター広場	37	94
66	坂本	平田屋前広場	16	47
67	市小路	浅間神社庭	7	20
68	西市森	西市多目的集会センター前	26	61
69	西市上・下	佐野建材駐車場		
70	竹の沢	竹の沢多目的集会センター前	27	76
71		消防ポンプ室前		
72	東根熊	東根熊多目的集会センター前	18	56
73	池之山	道祖神前	1	1

番号	避難地区（地域）名	避難地	世帯数	避難者数
74	西根熊	西根熊多目的集会センター前	21	58
75	西根熊2組・3組	仲亀秀樹宅前		
76	下村	(株)大望前	17	41
77		望月直巳宅前		
78		消防ポンプ室前		
79	上村	徳間多目的研修センター前	13	31
80	南又	徳間バス停留所前	21	58
81	上徳間	望月文由宅前	6	8
82	増野	遠藤勝也宅前	2	5
83	西行	西行地域集会施設前	27	67
84	越渡	越渡公民館前	22	58
85	新越渡	越渡公民館前	10	24
86	御屋敷・グリーンハイツ富士見	グリーンハイツ富士見前広場	64	175
87	上代	グリーンハイツ富士見前広場	29	63
88		七面山前		
89	横沢	横沢地域集会施設	19	49
90	上宿	万沢小学校校庭	23	57
91	下宿	旧万沢保育所	35	100
92	平山・小葉山	平山公民館横	55	143
93		富士RCCハウス		
94	松山	万沢支所	22	49
95	沢上・登尾	沢上地域集会施設前	32	87
96		望月武宅前		
97	大城	大城多目的集会センター	7	15
98	屋敷平	屋敷平公民館	10	27
99	杉山	ふるさと陵草館	7	15
100	梅島	梅島多目的集会センター前	14	39
101	中沢（中沢）	中沢公民館	21	44
102	中沢（矢口）	佐野修宅前		
103	日向	日向多目的集会センター前	3	6

合計 3,100世帯 8,265人

## ○食糧等備蓄状況

平成27年9月1日現在

防災倉庫 設置場所	備蓄食糧					
	アルファーマ (食)	カンパン等 (食)	缶詰パン (食)	汁物 (食)	各倉庫合計 (食)	保存水 (リットル)
睦合地区 南部町医療センター	3,800	250	1,056	1,360	6,466	1,692
栄地区 総合会館内	550	480	720	800	2,550	1,098
富河地区 旧富中横防災倉庫	4,100	1,874	553	1,100	7,627	1,074
万沢地区 旧万沢中体育館横	2,700	250	736	920	4,606	1,014
小 計	11,150	2,854	3,065	4,180	21,249	4,878
睦合小学校	1,100	279	192	0	1,571	1,929
栄小学校	800	112	96	0	1,008	966
富河小学校	1,250	240	0	0	1,490	1,524
万沢小学校	400	72	48	0	520	507
南部中学校	1,800	312	216	0	2,328	2,442
合計	16,500	3,869	3,617	4,180	28,166	12,246

○資機材備蓄状況

平成27年9月1日現在

防災倉庫 設置場所	備蓄資機材					
	発電機 (基)	投光器 (基)	リヤカー (台)	毛布 (枚)	トイレ (基)	間仕切り (基)
睦合地区 南部町医療センター	0	0	1	0	8	0
栄地区 総合会館内	1	0	1	200 50 (分庁舎)	8	8
富河地区 旧富中横防災倉庫	2 4(本庁舎)	6 (ハ゜ルン2)	1	280 141 (本庁舎)	10	10 6(活性化C)
万沢地区 旧万沢中体育館横	0	0	1	100	8	0
睦合小学校	1	1 (ハ゜ルン型)	0	0	0	0
栄小学校	1	1 (ハ゜ルン型)	0	0	0	0
富河小学校	1	1 (ハ゜ルン型)	0	0	0	0
万沢小学校	1	1 (ハ゜ルン型)	0	0	0	0
南部中学校	1	1 (ハ゜ルン型)	0	0	0	0
合計	12	11	4	771	34	24

注)交通防災課で購入した資機材

## ○自主防災倉庫一覧

平成27年9月1日現在

自主防災組織名	倉庫設置場所	備 蓄 資 機 材								
		非常発 電機	救急箱 又は セット	土のう 袋	投光器	ヘル メット	テント	鍋・釜 かまど	油圧 ジャッ キ	簡易 トイレ
中野区自主防災会	各地区組ごと	5	2	250	4	17	4	6	2	1
本郷区自主防災会	〃	3	1	50	4	50	3	7	5	1
成島区自主防災会	〃	9	2	160	9	16	3	4	1	
柳島区自主防災会	〃	3	2	200	2	16	2	6	1	1
南部区自主防災会	〃	16	3	20	34	34	25	61		3
大塩区自主防災会	〃	1	1	175	2	8				70
県営南光平自主防 災会	県営南光平敷 地内	2	2		4		2			
内船上区自主防 災会	〃	7	6	10	8	1	8	20		4
内船中区自主防 災会	〃	1	2	150	4	40	1	6	1	1
内船下区自主防 災会	〃	1	5	10	2	100	3	5	1	1
井出区自主防 災会	〃	6	1	80	4	9	3			3
十島区自主防 災会	〃	2	2	10		20	3	3		1
佐野区自主防 災会	〃	4	1		1		2	8		1
サンテラス内船 区自主防 災会	サンテラス内 船敷地内	2	2		2		2	4		
楮根区自主防 災会	楮根区公民館 敷地内	2	2	100	3	10	2	7		
文京区自主防 災会	各地区公民館 敷地内	2	2	136	2	5	7	11	1	2
県営富沢自主防 災会	県営富沢団地 敷地内		1				3			1
中央区自主防 災会	中央公民館敷 地内	3	3	100	1	10	2		1	51
天王区自主防 災会	矢島多目的セ ンター敷地内	2	4	350	3	14	3	9		
向田区自主防 災会	向田多目的セ ンター前	2	3	100	1	4	4	3	1	2
御堂区自主防 災会	御堂公民館敷 地内	1	1			5	1	3	1	1
臈月区自主防 災会	各地区公民館 敷地内	4	1	100	10	41	1	8	1	
徳間区自主防 災会	徳間多目的集 会センター敷 地内	2	4		2	5	2	7		
朝日区自主防 災会	各地区公民館 敷地内	2	3		4	26	3	13	1	
富士見区自主防 災会	各地区公民館 敷地内	4	1		6	20	5	18	2	1
元宿区自主防 災会	元万沢支所跡 地敷地内	3	6	50	3	30	5	16	1	
新宿区自主防 災会	新宿区公民館 敷地内	1	1	385		101	3	19		
陵草区自主防 災会	各地区公民館 敷地内	8	2		11		5	11		

## 〇AED設置場所一覧

平成27年9月1日現在  
(購入分)

番号	設置場所	住所
1	中野区 南部分団第1部ポンプ室	南部町中野 2323-5
2	本郷区 本郷分館	南部町本郷 4361
3	成島区 成島分館	南部町成島 1390
4	柳島区 柳島分館	南部町南部 3021-5
5	南部区 南部分団第5部ポンプ室	南部町南部 8254
6	大塩区 大塩分館	南部町大和 1803
7	内船上区 南部分団第7部ポンプ室	南部町内船 7646-1
8	内船中区 南部分団第8部ポンプ室	南部町内船 9472-2
9	内船下区 下組分館	南部町内船 10878-1
10	井出区 南部分団第9部ポンプ室	南部町井出 1387-1
11	十島区 南部分団第10部ポンプ室	南部町十島 195
12	佐野区 区長(久高正一宅)	南部町上佐野 286
13	楮根区 富沢分団第1部ポンプ室	南部町楮根 2938
14	文京区 富沢分団第2部ポンプ室	南部町福士 1876-3
15	中央区 富沢分団第7部ポンプ室	南部町福士 4348-40
16	天王区 富沢分団第4部ポンプ室	南部町福士 24042-50
17	向田区 向田多目的集会センター	南部町福士 13886-2
18	御堂区 御堂公民館	南部町福士 9049
19	皐月区 富沢分団第5部ポンプ室	南部町福士 22019
20	徳間区 徳間多目的研修センター	南部町福士 16832
21	朝日区 西行地域集会施設	南部町万沢 1266
22	富士見区 横沢地域集会施設	南部町万沢 3756-3
23	元宿区 平山公民館	南部町万沢 5644
24	新宿区 沢上地域集会施設	南部町万沢 3272-1
25	陵草区 富沢分団第10部ポンプ室	南部町万沢 11807
26	睦合保育所	南部町南部 4890-1
27	栄保育所	南部町内船 8784
28	富河保育所	南部町福士 2705-5
29	アルカディア野球場	南部町大和 360
30	富沢野球場	南部町福士 28505-3
31	アルカディア聖苑	南部町大和 1633-1
32	アルカディア文化館	南部町大和 360
33	富沢図書館	南部町福士 4348-1

(リース分)

番号	設置場所	住所
34	睦合小学校	南部町南部 4566-2
35	栄小学校	南部町内船 8766
36	富河小学校	南部町福土 700-19
37	万沢小学校	南部町万沢 4119
38	南部中学校	南部町南部 8755
39	旧富河中学校(体育館)	南部町福土 2700-18
40	旧万沢中学校(体育館)	南部町万沢 4230
41	スポーツセンター	南部町南部大和 360
42	なんぶの湯	南部町内船 8106-1
43	奥山温泉	南部町福土 26842
44	アルファセンター	南部町内船 8812
45	老人福祉センター	南部町福土 14123
46	役場本庁舎	南部町福土 28505-2
47	役場分庁舎	南部町内船 4473-1

## ○耐震性貯水槽設置箇所一覧

平成27年12月1日現在

規格	設置箇所
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	中野2510(中野分館)
〃	中野1873-1(佐野公明宅上)
〃	中野4793(清水原信号機横)
〃	中野2870-1(慈生園駐車場前)
〃	中野4877-2(望月昭秋宅北側)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	中野1259-1(道路敷 市川虎雄所有)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	本郷9601-54(旧睦合第2保育所跡)
〃	本郷1547(原間集会場)
〃	本郷5626-1(峰沢集いの家)
〃	本郷9568-3(本郷グラウンド)
〃	本郷872-2(小川商店横)
〃	本郷637-1(本郷地内 東 原間義彦宅前)
〃	本郷2542(原間 長坂公臣宅北側)
〃	本郷149-1(望月哲郎氏宅前)
〃	本郷504-4(若林宗雄氏宅前)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	本郷8935-3(谷津集会場横)
〃	本郷10728(南部第2部ポンプ室)
〃	本郷6580-1(本郷地内 峰)
〃	本郷4768(本郷西川上橋西側)
〃	本郷9407-1(本郷地内 新地)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	成島1770-95(成島スポーツ広場)
〃	成島3095-2(南部第3部ポンプ室)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	成島3264(宮ノ入集会所下)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	南部171(山一建設前)
〃	南部3021(柳島分館)
〃	南部8364(南部公会堂跡)
〃	南部7576-2(南部みどり幼稚園)
〃	南部8761(妙常寺)
〃	南部9030-1(あじさい工房)

〃	南部8442-2 (市川肉屋裏駐車場)
〃	南部9124-3 (白山神社)
〃	南部8813 (南部中学校校庭)
〃	南部2470-1 (柳島地内 公衆用道路内)
〃	南部8058-1 (南部地内 南部の郷駐車場内)
〃	南部8659 (南部中学校 駐車場内)
〃	南部8275-2 (南部地内 元法務局裏)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	南部8050-1 (医療センター)
〃	南部6589-2 (望月輝元宅前)
〃	南部8585 (南部地内 煙草屋商店隣)
〃	南部9523-1 (大和ゴム前)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	塩沢2724-1 (塩沢集会所)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	塩沢2514-1 (深田菊男所有倉庫北側)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	大和537-5 (県営住宅横駐車場)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	大和2008 (木内峯夫宅入口)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	内船4473-1 (南部町役場南部分庁舎)
〃	内船5480-1 (常安寺)
〃	内船5321-1 (谷津御嶽神社駐車場)
〃	内船7188 (旧栄保育所跡)
〃	内船7620-24 (内船駅横駐車場)
〃	内船8106-1 (なんぶの湯駐車場)
〃	内船3935 (内船八幡神社)
〃	内船244-1 (久保田板金南)
〃	内船7867-2 (近藤六雄宅前)
〃	内船9463-2 (南部第8部ポンプ室)
〃	内船8538 (茶業センター)
〃	内船9418 (内船中組分館)
〃	内船8939-1 (サンテラス内船)
〃	内船12077 (寄畑八幡神社)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	内船7571 (千頭和製材前)
〃	内船8777 (栄小学校校庭)
〃	内船9547-1 (中組 近藤欣治宅前)
〃	内船4608 (遠藤昇宅前道路敷内)
〃	内船12976-1 (八木沢水道施設西側)
耐震性40m <sup>3</sup> 貯水槽	内船寄畑地内 (朝比奈公夫宅前)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	井出559-2 (井出八幡神社上)
〃	井出1386-1 (井出分館)
〃	井出1124-1 (下井出集会場横)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	井出2288 (井出八木沢)
〃	十島148-5 (十島分館)
〃	十島320 (田中一義宅庭)
〃	十島514-1 (佐野啓祐宅前)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	上佐野297-1 (本村バス停横)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	上佐野924-1 (宮ノ下バス停前)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	楮根371 (正行寺駐車場)
〃	楮根2936-1 (楮根公民館庭)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	楮根981-1 (山口一臣宅奥)
〃	楮根1499 (畔高要二宅前)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	福士4348-11 (中央区公民館庭)
〃	福士28515 (坂下公民館前)
〃	福士14039 (老人福祉センター入口)
〃	福士22020-1 (富沢5部ポンプ室前)
〃	福士2846-1 (平分讓地)

〃	福士11731 (民宿天伯園前)
〃	福士4035-1 (弘圓寺所有地)
〃	福士12223 (市小路 若林孝雄 畑)
〃	福士2041-1 (八幡一宮諏訪神社前)
耐震性80m <sup>3</sup> 貯水槽	福士4348 (富沢図書館前駐車場)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	福士624-1 (真篠・青木訓男宅下)
〃	福士1171-1、福士1171-3 (小池 博氏宅付近)
〃	福士24042-19 (富沢4部ポンプ室横)
〃	福士21191-1 (皐月街角公園)
〃	福士3180-2 (平多目的集会センター横)
〃	福士9072-2 (龍徳寺入口)
〃	福士10486-1 (御堂 望月政文 田)
〃	福士9804-1 (御堂 望月栄 田)
〃	福士4194-1 (福土峰 内田大明 畑)
〃	福士2700-13 (中島 教員住宅)
耐震性100m <sup>3</sup> 貯水槽	万沢11786-1 (富沢10部ポンプ室前)
〃	万沢3473 (万沢保育所前)
〃	万沢3756-1 (横沢公民館庭)
〃	万沢1266-4 (西行公民館前)
〃	万沢15296-1 (中沢スポーツ広場)
耐震性60m <sup>3</sup> 貯水槽	万沢1420-5 (町営住宅越渡団地内)
〃	万沢4226-1 (御屋敷・望月光彦宅前)
〃	万沢3926-1 (顕本寺墓前駐車場)
〃	万沢4119 (万沢小学校校庭横)
〃	万沢3737-1 (富沢9部ポンプ室前)
〃	万沢3386-1 (沢上・佐野至宅横)
〃	万沢12143-37 (屋敷平・安藤拓哉宅の道向かい)
〃	万沢13847-1 (梅島公民館前)
〃	万沢16300-1 (中沢・佐野修宅進入路)

## ○応急給水用施設・資機材保有状況

平成27年9月1日現在

種別	能力	保有数	所管	備考
緊急遮断弁付配水池	400.0m <sup>3</sup>	1基	南部町水道環境課	東部簡水内船配水池
	70.0m <sup>3</sup>	1基		東部簡水居里配水池
	630.0m <sup>3</sup>	1基		西部簡水南部配水池
	210.0m <sup>3</sup>	1基		西部簡水塩沢配水池
	184.1m <sup>3</sup>	1基		中央簡水第1配水池
	236.0m <sup>3</sup>	1基		中央簡水第2配水池
	93.7m <sup>3</sup>	1基		中央簡水第3配水池
	216.0m <sup>3</sup>	1基		中央簡水第5配水池
	630.0m <sup>3</sup>	1基		中央簡水第6配水池
	97.0m <sup>3</sup>	1基		徳間簡水第3配水池
	180.0m <sup>3</sup>	1基		万沢簡水第1配水池
	100.0m <sup>3</sup>	1基		万沢簡水第2配水池
	ろ水機	2.0m <sup>3</sup> /h		11台
給水タンク	1.5m <sup>3</sup>	1台	南部町水道環境課	昭和60年購入
	2.0m <sup>3</sup>	1台		平成6年購入
	0.5m <sup>3</sup>	1台		平成16年購入
	0.3m <sup>3</sup>	1台		購入年月日不明
	1.2m <sup>3</sup>	1台		購入年月日不明
給湯車	3.0m <sup>3</sup>	1台	南部町社会福祉協議会	平成9年購入

## ○自衛隊宿泊施設一覧

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
栄小学校体育館	南部町内船8766	130
南部中学校体育館	南部町南部8746	160
睦合小学校体育館	南部町南部4375	130
万沢小学校体育館	南部町万沢4119	110
旧富河中学校体育館	南部町福士2700-18	210
富河小学校体育館	南部町福士2700-19	130

## 〔通信関係〕

## ○他機関の有する町内無線施設一覧

## 1 警察無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	備考
南部	有	常時	南部町南部9335-1	南部警察署	(0556) 64-0110	県内	VHF系

## 2 国土交通省無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
建設南部	有	8:30 ～ 17:15	南部町内船4544-2	富士川中流出張所	(0556) 64-2310	関東地方一円	6

## 3 消防本部無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
峡南消防南	有	常時	南部町楮根2890-1	中部消防署南分署	(0556) 66-2119	峡南管内	21 (役場配置の移動局含む)

## 4 NTT東日本株式会社無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
電電南部	有	常時	南部町南部宇老瀬8284-1	NTT山梨支店	(055) 254-9967	全国	93

## 5 東京電力無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
東電万沢工務	有	常時	南部町万沢7410	東京電力パワーグリッド(株)早川制御所	(055) 215-5440	県内	20

## ○町有通信施設一覧

## 1 防災無線（ぼうさいなんぶ） 配備一覧

平成27年12月1日現在

種別	呼出名称	設置場所	管理者名	備考
基地局	ぼうさいなんぶ	役場本庁舎	交通防災課長	本庁舎 2階設置
基地局	なんぶぶんちょうしゃ	役場南部分庁舎	分庁管理者	分庁舎 1階設置
陸上移動局	なんぶ 1	交通防災課	交通防災課	災害対策車 エクストレイル
陸上移動局	なんぶ 2	建設課	建設課	エキスパート
陸上移動局	なんぶ 3	産業振興課	産業振興課	エクストレイル
陸上移動局	なんぶ 4	睦合小学校	睦合小学校長	
陸上移動局	なんぶ 5	栄小学校	栄小学校長	
陸上移動局	なんぶ 6	富河小学校	富河小学校長	
陸上移動局	なんぶ 7	万沢小学校	万沢小学校長	
陸上移動局	なんぶ 8	南部中学校	南部中学校長	
陸上移動局	なんぶ 11	南部診療所	健康管理センター所長	
陸上移動局	なんぶ 12	万沢診療所	万沢診療所管理者	
陸上移動局	なんぶ 13	奥山温泉	奥山温泉管理者	
陸上移動局	なんぶ 14	中野区	区長	
陸上移動局	なんぶ 15	本郷区	区長	
陸上移動局	なんぶ 16	成島区	区長	
陸上移動局	なんぶ 17	柳島区	区長	
陸上移動局	なんぶ 18	南部区	区長	
陸上移動局	なんぶ 19	大塩区	区長	
陸上移動局	なんぶ 20	内船上区	区長	
陸上移動局	なんぶ 21	内船中区	区長	
陸上移動局	なんぶ 22	内船下区	区長	
陸上移動局	なんぶ 23	井出区	区長	
陸上移動局	なんぶ 24	十島区	区長	
陸上移動局	なんぶ 25	佐野区	区長	
陸上移動局	なんぶ 26	楮根区	区長	
陸上移動局	なんぶ 27	文京区	区長	
陸上移動局	なんぶ 28	中央区	区長	
陸上移動局	なんぶ 29	天王区	管理者	
陸上移動局	なんぶ 30	向田区	区長	
陸上移動局	なんぶ 31	御堂区	管理者	
陸上移動局	なんぶ 32	皐月区	区長	
陸上移動局	なんぶ 33	徳間区	区長	
陸上移動局	なんぶ 34	朝日区	管理者	

陸上移動局	なんぶ	35	富士見区	管理者	
陸上移動局	なんぶ	36	元宿区	管理者	
陸上移動局	なんぶ	37	新宿区	管理者	
陸上移動局	なんぶ	38	陵草区	区長	
陸上移動局	なんぶ	39	県営南光平	自治会長	
陸上移動局	なんぶ	40	サンテラス内船	自治会長	
陸上移動局	なんぶ	41	県営富河団地	自治会長	
陸上移動局	なんぶ	42	消防団 南部分団	第1部長	
陸上移動局	なんぶ	43	消防団 南部分団	第2部長	
陸上移動局	なんぶ	44	消防団 南部分団	第3部長	
陸上移動局	なんぶ	45	消防団 南部分団	第4部長	
陸上移動局	なんぶ	46	消防団 南部分団	第5部長	
陸上移動局	なんぶ	47	消防団 南部分団	第6部長	
陸上移動局	なんぶ	48	消防団 南部分団	第7部長	
陸上移動局	なんぶ	49	消防団 南部分団	第8部長	
陸上移動局	なんぶ	50	消防団 南部分団	第9部長	
陸上移動局	なんぶ	51	消防団 南部分団	第10部長	
陸上移動局	なんぶ	52	消防団 南部分団	第11部長	
陸上移動局	なんぶ	53	消防団 富沢分団	第1部長	
陸上移動局	なんぶ	54	消防団 富沢分団	第2部長	
陸上移動局	なんぶ	55	消防団 富沢分団	第3部長	
陸上移動局	なんぶ	56	消防団 富沢分団	第4部長	
陸上移動局	なんぶ	57	消防団 富沢分団	第5部長	
陸上移動局	なんぶ	58	消防団 富沢分団	第6部長	
陸上移動局	なんぶ	59	消防団 富沢分団	第7部長	
陸上移動局	なんぶ	60	消防団 富沢分団	第8部長	
陸上移動局	なんぶ	61	消防団 富沢分団	第9部長	
陸上移動局	なんぶ	62	消防団 富沢分団	第10部長	
陸上移動局	なんぶ	63	消防団	本部長	
陸上移動局	なんぶ	64	消防団	団長	
陸上移動局	なんぶ	65	消防団	副団長	
陸上移動局	なんぶ	66	消防団	副団長	
陸上移動局	なんぶ	67	消防団	分団長	
陸上移動局	なんぶ	68	消防団	分団長	
陸上移動局	なんぶ	69	消防団	副分団長	
陸上移動局	なんぶ	70	消防団	副分団長	
陸上移動局	なんぶ	71	消防団	副分団長	
陸上移動局	なんぶ	72	消防団	副分団長	
陸上移動局	なんぶ	73	消防団	喇叭隊長	

陸上移動局	なんぶ	74	予備1		交通防災課保管
陸上移動局	なんぶ	75	予備2		交通防災課保管
陸上移動局	なんぶ	9	予備3		交通防災課保管
陸上移動局	なんぶ	10	予備4		交通防災課保管

## 2 衛星携帯電話配備一覧

平成27年9月1日現在

番号	配備箇所	電話番号	管理責任者	設置日	開設日
1	役場本庁舎	080-1379-8623	南部町	平成26年度	2014.6
2	役場分庁舎	080-1379-8624	南部町	平成26年度	2014.6
3	役場万沢支所	080-1379-8625	南部町	平成26年度	2014.2
4	本郷区（峰沢つどいの家）	080-7784-0896	峰組長	平成27年度	2015.7
5	成島区 成島分館	080-8763-8354	成島区長	平成25年度	2014.4
6	成島区（権現島 渡辺雄治宅）	080-7784-0897	渡辺雄治	平成27年度	2015.7
7	内船上区（富岡会館）	080-7784-0898	富岡組長	平成27年度	2015.7
8	内船中区 倉ヶ平 四條明人宅	080-8763-8350	四條明人	平成25年度	2014.4
9	内船下区 徳間 芦澤等宅	080-8763-8351	芦澤 等	平成25年度	2014.4
10	井出区 井出分館	080-8763-8352	井出区長	平成25年度	2014.4
11	井出区 八木沢 源立寺	090-4072-5652	塚本珠光	平成25年度	2013.12
12	十島区 十島分館	080-8763-8353	十島区長	平成25年度	2014.4
13	佐野区 佐野分館	080-8705-6932	佐野区長	平成23年度	2013.12
14	佐野区長 久高 正一宅	080-1379-8011	佐野区長	平成26年度	2014.6
15	文京区 真篠多目的集会センター	080-8763-8355	文京区長	平成25年度	2014.4
16	向田区 向田多目的集会センター	080-8763-8356	向田区長	平成25年度	2014.4
17	向田区（市小路）	080-7784-0899	向田区長	平成27年度	2015.7
18	御堂区 御堂公民館	080-9550-1139	御堂区長	平成25年度	2013.12
19	徳間区 徳間多目的研修センター	080-8763-8357	徳間区長	平成25年度	2014.4
20	徳間区 上徳間 民宿天伯園	080-8815-1938	徳間区長	平成24年度	2013.12
21	徳間区（先祖）	080-7784-0900	望月 修	平成27年度	2015.7
22	朝日区（増野）	080-7784-0901	増野組長	平成27年度	2015.7
23	新宿区（沢上地域集会施設）	080-7784-0902	沢上組長	平成27年度	2015.7
24	陵草区 屋敷平公民館	080-1178-7755	陵草区長	平成25年度	2013.12
25	陵草区 杉山 富沢分団第10部部室	080-1379-8012	富沢第10部部長	平成26年度	2014.6
26	陵草区 大城多目的集会センター	080-8708-0720	陵草区長	平成25年度	2013.12
27	陵草区 梅島公民館	080-2394-6378	陵草区長	平成24年度	2013.12
28	陵草区 中沢公民館	080-2394-7684	陵草区長	平成24年度	2013.12
29	陵草区 日向多目的集会センター	080-2380-4303	陵草区長	平成23年度	2013.12

## 〔消防・水防関係〕

## ○消防力の現況

平成27年9月1日現在

消 防 団				消防ポンプ自動車等現有台所				消 防 水 利			
消 防 団 数	分 団 数	団 員 数	水 防 団 員 兼 務 者	普 通 消 防 車 B-1 級以上	小型動力ポンプ			消 火 栓 (公 設)	防火水槽		
					ポ ン プ 積 載 付 車	て い な い 積 載 し の 車 両	手 引 動 力 ポ ン プ		100 m <sup>3</sup> 以上	40 〜 100 m <sup>3</sup> 未満	20 〜 40 m <sup>3</sup> 未満
1	2	419	419	17	18	2	0	0	70	249	46

## ○消防団の組織及び所管区域

団 名	団員人数	所管区域
南部町消防団 幹部	10	南部町全域
南部町消防団 本部	24	南部町全域
〃 南部分団 第1部	15	中野
〃 第2部	23	本郷
〃 第3部	23	成島
〃 第4部	15	柳島
〃 第5部	21	南部
〃 第6部	16	大塩
〃 第7部	24	内船上
〃 第8部	24	内船中、内船下
〃 第9部	11	井出
〃 第10部	14	十島
〃 第11部	6	上佐野、下佐野
〃 富沢分団 第1部	16	楮根
〃 第2部	26	文京
〃 第3部	21	向田、御堂
〃 第4部	18	天王
〃 第5部	18	臯月

〃	第6部	10	徳間
〃	第7部	21	中央
〃	第8部	23	朝日、富士見
〃	第9部	22	元宿、新宿
〃	第10部	18	陵草

## ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

平成27年9月1日現在

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
グロリアガス(株)	サンテラス内船	80	南巨摩郡南部町内船8950-1

## ○町内プロパンガス取扱店一覧

名称	所在地	電話番号
(有)丸勝商会	南部町内船8133-1	0556-64-2578
伊藤商店	南部町南部8169-6	0556-64-3178
菊屋商店	南部町富士4492	0556-66-2032
ガステックサービス山梨南部営業所	南部町塩沢2759-1	0556-64-3816
J Aふじかわ栄支店	南部町内船4812	0556-64-3161

## ○雨量観測所一覧

## 1 県所管

平成27年9月1日現在

建設部名	観測場所	観測所名
峡南建設事務所	南部町万沢5979-10	万 沢
〃	南部町富士24148-1	上 福 士 川 橋
〃	南部町内船6046	倉 ケ 平
〃	南部町成島951	成 島

## 2 県管理以外

平成27年9月1日現在

河川名	観測所名	所管官庁名	位 置	自記普通別		備考(問い合わせ先)
				自	普	
富士川	睦合雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南部町内船		○	甲府河川国道事務所 富士川中流出張所

〃	十島観測所	日本軽金属(株)	南部町井出字城山	○		富士川第一発電所 (塩之沢取水口)
佐野川	柿元ダム観測所	〃	南部町下佐野字柿元		○	柿元ダム監視所
富士川	十島雨量観測所	身延工務区	南部町十島	○		身延工務区
〃	内船雨量観測所	〃	南部町内船	○		〃

## ○甲府地方気象台気象観測施設一覧

平成27年9月1日現在

観測所名	観測種目						所在地	緯度	経度	観測所の高さ	風向 風速計 地上の 高さ
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他					
南部	○	○	○	○			南部町南部4376	35° 17' 3"	138° 26' 7"	141m	9.3m

## ○水位観測所一覧

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	管理者	はん濫注 意水位	関係管理 団体	摘要
富士川	南部	南部町内船	甲府河川国道 事務所富士川 中流出張所	3.80	南部町、 身延町	
富士川	上富士川橋	南部町富士24148-2	峡南建設事務 所	3.20	南部町	
戸栗川	戸栗川橋	南部町南部9103-3	峡南建設事務 所	2.70	南部町	

## ○重要水防区域一覧

## 1 国

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要となる理由	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杭位置				
富士川	堤防断面 堤防高	重点A B	左	南部町内船	H174 上 65 ～H176 上 110	499	堤防断面不足(1/2 以下) 余裕高不足	富士川中流	築き廻し 積み土のう
"	堤防断面 漏水 法崩れ・ すべり	重点B B B	左	南部町内船	H170 下 25 ～H171 上 155	385	堤防断面不足 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	"	築き廻し 月の輪 土のう羽口
"	堤防断面	B	左	南部町内船	H169 ～H169 上 70	70	堤防断面不足	"	築き廻し
"	漏水 法崩れ・ すべり	B	左	南部町内船	H169 下 27 ～H169	45	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	"	月の輪 土のう羽口
"	法崩れ・ すべり	B	左	南部町内船	H167 上 89 ～H168 上 100	232	堤防法面が崩れる恐れあり	"	土のう羽口
"	堤防断面 法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町内船	H165 上 98 ～H167 上 53	354	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	"	築き廻し 土のう羽口
"	堤防断面 法崩れ・ すべり	B	左	南部町内船	H163 上 143 ～H165 上 98	356	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	"	築き廻し 土のう羽口
"	堤防断面	B	左	南部町内船	H163 上 1 ～H163 上 143	142	堤防断面不足	"	築き廻し
"	堤防断面 堤防高	A B	左	南部町内船	H156 上 83 ～H157 上 90	183	堤防断面不足(1/2 以下) 余裕高不足	"	築き廻し 積み土のう
"	工作物	B	左	南部町井出	H150 上 181	1箇所	余裕高不足(富栄橋)	"	(幅 12.2m)
"	堤防高 堤防断面 法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町井出	H139 上 93 ～H140 上 30	122	河道堆積 堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	"	積み土のう 築き廻し 土のう羽口
"	堤防断面 法崩れ・ すべり	B	左	南部町井出	H137 上 103 ～H139 上 93	441	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	"	積み土のう 土のう羽口
"	堤防断面 法崩れ・ すべり	B	左	南部町井出	H137 下 100 ～H137 上 103	203	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	"	築き廻し 土のう羽口
"	法崩れ・ すべり	B	左	南部町十島	H130 上 140 ～H131 上 50	132	堤防法面が崩れる恐れあり	"	積み土のう 土のう羽口
"	水衝洗掘 法崩れ・ すべり	B	左	南部町十島	H130 上 120 ～H130 上 140	20	護岸根固部洗掘されている 堤防法面が崩れる恐れあり	"	積み土のう 土のう羽口
"	堤防断面 法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町十島	H129 下 10 ～H130 上 120	166	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	"	築き廻し 土のう羽口
"	法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町十島	H127 下 166 ～H129 下 10	372	堤防法面が崩れる恐れあり	"	土のう羽口
"	工作物	B	左	南部町十島	H126 上 43	1箇所	余裕高不足、護岸不足(万栄橋)	"	(幅 11.2m)
"	堤防断面	B 重点	右	南部町南部	H172 上 97 ～H174 上 50	343	堤防断面不足(1/2 以上)	"	築き廻し
"	堤防断面	A	右	南部町南部	H171 下 40 ～H172 上 97	337	堤防断面不足(1/2 以下)	"	築き廻し
"	堤防高 堤防断面	重点A	右	南部町南部	H168 上 60 ～H169 上 101	363	堤防高不足 堤防断面不足(1/2 以下)	"	積み土のう 築き廻し

〃	堤防断面	A	右	南部町楮根	H159 上 50 ～H160 下 154	110	堤防断面不足 (1/2 以下)	〃	築き廻し
〃	工作物	B	右	南部町福士	H150 上 145	1 箇所	余裕高不足 (富栄橋)	〃	(幅 12.2m)
〃	堤防断面 堤防高 漏水 法崩れ・ すべり	A B B B	右	南部町福士	H150 下 50 ～H151 上 130	400	堤防断面 1/2 以下・天端幅 1/2 以下 (2m) 余裕高不足 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 積み土のう 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面 堤防高 漏水 法崩れ・ すべり	重点A 重点B B B	右	南部町福士	H149 上 195～ H150 下 50	50	堤防高不足、断面 1/2 以下 天端幅 1/2 以上 (4m) 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	積み土のう 築き廻し 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・ すべり	A B B	右	南部町福士	H149 下 19 ～H149 上 270	214	断面 1/2 以下、天端幅 1/2 以上 (4m) 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面 堤防高 漏水 法崩れ・ すべり	重点A 重点B B B	右	南部町福士	H144 下 40 ～H145 下 140	365	堤防断面不足 (1/2 以下、天 端幅 1/2 以下) 余裕高さ不足 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 積み土のう 月の輪 土のう羽口
〃	堤防高 堤防断面	B	右	南部町福士	H143 上 59 ～H144 下 100	80	余裕高不足 (無堤部分) 河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	堤防高 堤防断面	重点A	右	南部町福士	H140 上 40 ～H143 上 59	822	堤防高不足 (無堤部分) 堤防断面不足	〃	積み土のう
〃	工作物	B	右	南部町万沢	H135 上 100	1 箇所	余裕高不足 (十島取水堰)	〃	(幅 23.0m)
〃	堤防断面	重点A	右	南部町万沢	H134 上 43 ～H135 上 100	241	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	堤防断面	A	右	南部町万沢	H133 上 60 ～H134 上 43	140	堤防断面不足 余裕高不足	〃	築き廻し
〃	堤防断面	B重点	右	南部町万沢	H129 下 70 ～H132 上 122	828	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	堤防高 堤防断面	重点A	右	南部町万沢	H129 下 150 ～H129 下 70	80	堤防高不足 (無堤部分) 堤防断面不足	〃	積み土のう 築き廻し
〃	水衝洗掘	重点A	右	南部町万沢	H127 下 58 ～H127 下 8	50	根固め一部破損	〃	木流し シート張り
〃	工作物	B	右	南部町万沢	H126 上 77	1 箇所	余裕高不足、護岸不足 (万 栄橋)	〃	(幅 11.2m)
〃	水衝洗掘	B	右	南部町万沢	H124 上 122 ～H125 上 38	105	河岸洗掘	〃	木流し シート張り

(注) Aは「水防上最も重要な区間」、Bは「水防上重要な区間」をあらわす。

## 2 県

河川名	位置			左右岸別	延長 (m)	重要度		注意を要する理由
	市町村	大字	字			階級	種別	
船山川	南部町	本郷	新地	右	100	b	洗掘箇所	護岸洗掘
〃	〃	南部	御崎原	右	75	b	堤防高	護岸なし
木戸川	〃	〃	神社下	左右	30 30	a a	〃	堤防断面不足
根岸沢川	〃	中野	下蟹矢沢	左右	40 40	b b	水衝箇所	護岸洗掘
北の沢川	〃	中野	清水原	左右	300 300	a a	堤防高	護岸老朽、堤防 高不足

小 川	〃	本 郷	小 川 ・ 栗 尾	左	80	b	〃	〃
新 地 川	〃	〃	新 地 ・ 横 沢	左 右	200 200	a a	堤 防 高	堤防高不足
〃	〃	〃	谷 津	左 右	50 50	a a	堤 防 高	護岸老朽、堤防高不足
西 川	〃	〃	西 川	左 右	175 175	a a	水 衝 箇 所	護岸老朽
戸 栗 川	〃	成 島	釜の口・権現島	左 右	155 155	a a	水 衝 箇 所	堤防断面不足
南 俣 川	〃	〃	鍋 島	左 右	75 75	b b	堤 体 強 度	〃
西 沢 川	〃	〃	清 水 ・ 西 峯	左 右	150 150	b b	〃	〃
戸 栗 川	〃	南 部	日 影 島	左 右	100 100	a a	堤 防 高	護岸老朽
日影島川	〃	〃	〃	左 右	15 15	a a	〃	護岸なし
塩 沢 川	〃	塩 沢	竹の久保・嶋	左 右	25 25	b b	水 衝 箇 所	護岸老朽
大 和 川	〃	大 和	関 宿	左	50	b	〃	護岸なし
梅の木川	〃	内 船	谷 津 ・ 字 上	左 右	75 75	a a	堤 体 強 度	堤防断面不足
中 村 川	〃	〃	上 櫓 田	左 右	60 60	a a	〃	〃
〃	〃	〃	居 里	右	30	a	洗 掘 箇 所	護岸洗掘
樋之沢川	〃	〃	樋 之 沢 田	右	120	b	水 衝 箇 所	〃
阿 曾 川	〃	〃	阿 曾	左 右	200 200	a a	堤 防 高	護岸なし
長 田 川	〃	〃	中 櫓 田	左 右	40 40	a a	堤 体 強 度	堤防断面不足
島 尻 川	〃	〃	嶋 原	左 右	80 80	b b	水 衝 箇 所	護岸洗掘
佐 野 川	〃	上 佐 野	小 草 里	左 右	50 50	b b	〃	〃
西 乗 川	〃	〃	小 草 里	左	30	b	〃	〃
本郷谷津川	〃	本 郷	谷 津	左 右	50 50	b b	〃	〃
瀬 戸 川	〃	成 島	釜 ノ 口	左 右	35 50	b b	〃	〃
権 現 川	〃	〃	白 山 島	右	200	b	〃	〃
温 井 川	〃	南 部	御 所 村	左	100	b	〃	〃
楮 根 川	〃	楮 根	谷 津 橋 上 下	左 右	175 175	a a	〃	護岸老朽
大 堀 川	〃	福 士	坂 下	左 右	50 30	a a	水 衝 箇 所	堤防断面不足
有 東 川	〃	〃	御 堂	左 右	75 75	b b	〃	護岸老朽
向 田 川	〃	〃	向 田	左 右	150 150	b b	〃	〃

切久保川	〃	〃	切久保橋上	左	100	b	〃	〃
西行川	〃	万沢	西行	左右	50 50	a a	堤防高	護岸なし
梅島川	〃	〃	梅島橋上	左右	25 25	b b	水衝箇所	護岸老朽
内房境川	〃	〃	中沢	左	50	b	〃	護岸なし
横沢川	〃	〃	横沢	左	200	a	〃	堤防高不足
寺沢川	〃	富士	上村徳間寺前	左右	15 15	b b	〃	護岸老朽
田中川	〃	楮根	竹の花	左右	50 50	b b	〃	〃
沖村川	〃	〃	町屋沖村橋上	左	100	b	〃	〃
井戸沢川	〃	富士	上村森下橋下	左右	100 100	b b	〃	護岸なし
富士川	〃	〃	西根熊	左	1,000	a	〃	護岸なし・堤防 断面不足
舟沢川	〃	〃	坂下	左右	50 50	b b	〃	護岸老朽
釜の奥川	〃	〃	鯨野	左	50	b	〃	〃
神田川	〃	〃	向田	左右	100 100	b b	〃	護岸なし
根熊川	〃	〃	東根熊	左右	30 30	a a	水衝箇所	護岸なし
戸栗川	〃	南部	戸栗橋上	右	15	b	被災箇所	背面吸い出し
佐野川	〃	井出	温泉下	左	20	b	〃	護岸倒壊
内房境川	〃	万沢	境川橋上	左	16	b	〃	洗堀
戸栗川	〃	成島	境川橋上	左	42	b	〃	護岸洗堀

(注) aは「最も重要な区間」、bは「次に重要な区間」をあらわす。

## ○土石流危険溪流一覧

平成27年9月1日現在

幹川名	溪流名	位 置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公 共 施設数	公共施設名称
塩沢川	原戸川	南部町 大和	10	0	
〃	大和川	〃 大和	15	1	
〃	日向川	〃 〃	11	1	
〃	南の入川	〃 塩沢	5	2	
〃	西の入沢	〃 〃	5	0	
戸栗川	日影沢川	〃 日影島	5	0	
〃	権現川	〃 権現島	5	1	集会所
〃	南俣川	〃 成島	14	1	
〃	西俣川	〃 〃	13	1	
〃	瀬戸川	〃 釜の口	12	1	集会所
〃	西の入川	〃 中村	16	1	
〃	西沢川	〃 成島	9	2	集会所
〃	矢崎川	〃 矢崎	6	1	児童福祉施設
富士川	木戸川	〃 南部	0	1	中学校
船山川	船山川	〃 本郷	16	4	集会所
富士川	西川	〃 本郷西川	15	2	公民館
〃	小川	〃 本郷小川	12	0	
〃	小内船川	〃 小内船	7	0	
〃	戸樋の沢川	〃 内船	1	1	
〃	樋之沢川	〃 富岡	2	1	旅館
〃	谷津川	〃 内船谷津	29	1	
〃	梅の木川	〃 内船	81	6	駅舎
〃	勝負川	〃 〃	26	4	医院
〃	北居里沢川	〃 〃	6	0	
〃	長田川	〃 中村	22	0	
〃	島尻川	〃 長田	78	0	
〃	四万沢川の1	〃 島尻	8	2	
〃	寄畑川	〃 寄畑	17	4	駅舎
〃	井出八木沢川	〃 八木沢	6	0	
佐野川	上佐野沢川	〃 上佐野	8	2	
〃	ゆずの木沢川	〃 〃	11	1	
富士川	三堂沢川の1	〃 十島	13	1	
〃	三堂沢川	〃 〃	8	1	駅舎
境川	内房境川	〃 中沢	5	0	

〃	梅島川	〃 梅島	14	1	集会所
富士川	山口沢川	〃 平山	17	0	
〃	横沢川	〃 横沢	19	3	公民館
〃	西行川	〃 増野	10	1	
富士川	長瀬川	〃 竹沢	5	0	
〃	竹の沢川	〃 竹の沢	9	1	
〃	池の山沢川	〃 東根熊	9	1	集会所
〃	根熊川	〃 〃	11	1	集会所
〃	陰沢川	〃 〃	7	0	
〃	東沢川	〃 石合	5	0	
〃	石合川	〃 〃	5	0	
〃	長瀬川	〃 〃	6	1	
〃	南又川	〃 南又	13	1	
〃	天神沢川	〃 〃	10	2	
〃	井戸沢川	〃 上村	8	1	公民館
〃	寺沢川	〃 〃	10	2	公民館
〃	北沢川	〃 下村	3	1	
〃	神田川	〃 向田	4	0	
〃	釜の奥川	〃 〃	10	1	集会所
〃	鯨野川	〃 鯨野	2	2	
〃	向田川	〃 〃	6	0	
〃	有東川	〃 御堂	2	1	神社
富士川	聖沢川	〃 平	7	0	
〃	根岸沢川	〃 〃	8	1	集会所
〃	舟沢川	〃 〃	4	1	医院
〃	大掘川	〃 〃	9	0	
〃	大掘川	〃 坂下	10	0	
〃	修善寺川	〃 〃	0	1	寺院
〃	舟沢川	〃 〃	18	1	医院
〃	向の沢川	〃 原戸	2	1	
〃	原戸川	〃 竹之花	8	2	
〃	田中川	〃 〃	11	2	消防署
〃	楮根川	〃 馬込	6	0	
計	67		765	72	

## ○水防倉庫一覧

河川名	倉庫名	管理責任者 (倉庫鍵保管者)	所在地		資 材				器 具			
			大 字	字	丸 太	土 の う 袋	蛇 籠	鉄 線	ジ ス ツ コ ル ハ シ ヨ ウ レ ン ブ	鎌 ・ 鉋 ・ 鋸	ペ ン タ ー	照 明 具
富士川・戸栗川・船山川	南部水防倉庫	南部町長 (建設課長)	南 部	南 田	150	3,000	8	50	96	—	4	16
富士川・中村川・梅の木川	内船水防倉庫	〃	内 船	外古御所	—	1,950	—	2	43	17	46	2
富士川 佐野川	十島水防倉庫	〃	十 島	下 谷 戸	30	600	13	12	26	—	—	—
福 士 川	福士水防倉庫	〃	福 士	平	—	600	—	—	11	5	4	10
万 沢 川	万沢水防倉庫	〃	万 沢	棚久保	—	—	3	4	3	—	—	—

## ○水防のための避難立退区域一覧

河 川 名	避難立退区域	避難人員 (人)	避難立退予定地	避難立退経路
富士川 船山川	南部町御崎原	125	円蔵院	町道利用
船山川	〃 本郷	250	本郷寺	〃
富士川	〃 南部	500	南部中学校	〃
戸栗川	〃 柳島	180	睦合小学校	〃
富士川 谷津川	〃 内船	450	南部分庁舎	〃
大和川	〃 大和	120	大塩公民館	〃
塩沢川	〃 塩沢	200	蓮性寺	〃
富士川	〃 福士	200	弘円寺	〃
富士川 福士川	〃 町屋	300	峯学校跡	〃
富士川	〃 西行	50	万沢増野	〃
〃	〃 越渡	70	万沢中学校	国道利用
富士川	〃 矢島天王	50	観智院	町道利用
〃	〃 西市組	50	森地内	〃
有東川	〃 御堂	100	竜徳寺	〃
富士川	〃 徳間	50	徳間公民館	〃
〃	〃 根熊	50	池の山地内	〃

## ○農業用取水堰及び水門等一覧

河川名	名称	位置	管理者	通信方法	構造	備考
富士川	富士川第2発電所取水口	南部町井出字城山	日本軽金属(株)	0556-67-3413	電動巻上式	かんがい用発電用
佐野川	佐野川発電所取水口	下佐野字柿元	〃	0556-64-4018	〃	〃
富士川	水田取水口	楮根地区	平前開田水利組合長	0556-66-2657	〃	かんがい用
大堀川	福士排水樋門	福士字平地区	国土交通省富士川中流出張所長	0556-64-2310	電動式	かんがい用排水用
富士川	内船排水樋管	内船外中田	〃	0556-64-2310	〃	排水用
〃	内船第2排水樋管	内船外古御所	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	内船第3排水樋管	内船下地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	井出排水樋管	下井出地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	井出第2排水樋管	下井出地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	十島排水樋管	十島地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	越渡排水樋管	万沢字越渡	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	南部第2排水樋管	南部地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	南部排水樋管	南部北坂地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	睦合排水樋管	南部下本町地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	睦合第2排水樋管	南部明治町上地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	睦合第3排水樋管	南部明治町下地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	一の出排水樋管	内船一の出地区	南部町役場建設課	0556-66-3408	手動巻上式	〃

## 〔輸 送 関 係〕

## ○庁用車両一覧

平成28年2月1日現在

番号	車 両 名	登録番号	管理者	緊急通行車両 事前登録済
1	プリウス	山梨 300 は 6221	議会事務局	○
2	エスティマハイブリッド	山梨 300 は 3907	総務課	○
3	ハイエース	山梨 300 つ 7660	総務課	○
4	ヒノ セレガ大型	山梨 200 は 76	総務課	○
5	ヒノ 小型バス (滝バス)	山梨 22 す 4022	総務課	○
6	インサイト	山梨 500 む 9625	総務課	○
7	ホンダ軽トラ	山梨 40 ほ 7660	総務課	○
8	エクストレイル	山梨 800 す 1913	交通防災課	○
9	インサイト	山梨 500 む 9627	財政課	○
10	カローラ	山梨 400 さ 6950	住民課	○
11	ホンダフィット	山梨 500 ね 471	住民課	○
12	サニーAD バン	山梨 400 さ 7433	税務課	○
13	保育所バス	山梨 200 さ 97	子育て支援課	○
14	カローラワゴン	山梨 500 せ 6390	子育て支援課	○
15	ロゴ	山梨 58 そ 7686	福祉保健課	○
16	セレナ	山梨 500 ゆ 8120	福祉保健課	○
17	サクシード2WD	山梨 500 む 9728	福祉保健課	○
18	エブリィ	山梨 40 め 5738	福祉保健課	○
19	セレナ	山梨 500 む 5373	福祉保健課	○
20	インサイト	山梨 500 む 9626	福祉保健課	○
21	スズキ軽バン	山梨 40 ほ 9305	福祉保健課	○
22	エスティマハイブリッド	山梨 300 は 7579	福祉保健課	○
23	ウイングロード	山梨 500 つ 5940	環境センター	○
24	ダンプマツダ	山梨 400 せ 6045	環境センター	○
25	霊柩車	山梨 800 あ 160	環境センター	
26	パッカー車	山梨 88 そ 3143	環境センター	
27	パッカー車	山梨 800 さ 5274	環境センター	
28	パッカー車	山梨 800 さ 7522	環境センター	
29	パッカー車	山梨 800 す 661	環境センター	
30	エキスパート	山梨 400 さ 7535	産業振興課	○
31	エクストレイル	山梨 300 ま 940	産業振興課	○
32	スズキ軽バン	山梨 480 い 9637	産業振興課	○
33	スズキ軽トラ	山梨 480 え 5316	産業振興課	
34	ダイハツ軽トラ	山梨 480 え 5345	産業振興課	
35	カローラフィルダー	山梨 500 に 8498	登記室	○
36	ジムニー	山梨 50 さ 4058	建設課	○

37	エキスパート	山梨 400 す 6763	建設課	○
38	マツダ3トンドンプ	山梨 400 す 2231	建設課	○
39	エクストレイル	山梨 300 は 4777	建設課	○
40	ダイハツ軽トラダンプ	山梨 480 い 9760	建設課	○
41	ホイローダー	山梨 000 る 351	建設課	
42	ミニショベル	RC30R	建設課	
43	ミニショベル	RC20R-8-11056	建設課	
44	アルト	山梨 40 み 6985	給食調理場	○
45	ワゴンアール	山梨 50 そ 527	給食調理場	○
46	トヨタ給食車	山梨 100 す 2472	給食調理場	○
47	トヨタ給食車	山梨 100 す 2473	給食調理場	○
48	カロラフィルダー	山梨 500 も 7298	教育委員会	○
49	スクールバス	山梨 200 さ 24	教育委員会	○
50	ハイエース	山梨 300 み 6415	教育委員会	○
51	ダイハツ軽バン	山梨 40 む 682	教育委員会	○
52	インサイト (南部中学校)	山梨 500 め 6630	教育委員会	○
53	スクールバス	山梨 200 は 191	教育委員会	○
54	スクールバス	山梨 200 さ 772	教育委員会	○
55	スクールバス	山梨 200 さ 773	教育委員会	○
56	スクールバス	山梨 200 さ 774	教育委員会	○
57	三菱トラクター	富沢 1MT0001	教育委員会	
58	スズキ軽トラック	山梨 40 む 8095	公民館	○
59	ワゴンアール	山梨 50 す 4593	文化館	○
60	マーチ (図書館)	山梨 58 て 3876	アルカディア	○
61	スポーツトラクター	南部町 320	アルカディア	
62	スポーツトラクター	南部町 246	アルカディア	
63	ダイハツミライース	山梨 580 め 3163	診療所	
64	セレナ	山梨 800 さ 2660	診療所	○
65	セレナ (4WD)	山梨 800 さ 6394	万沢診療所	○
66	マイクロバス	山梨 88 そ 1567	デイサービス	○
67	ワゴンアール	山梨 50 に 7022	デイサービス	○
68	フリード	山梨 500 め 7665	デイサービス	○
69	三菱あしすとくん	山梨 80 あ 748	デイサービス	○
70	特殊バスワゴン	山梨 800 す 810	デイサービス	○
71	サクシード4WD	山梨 500 め 9729	水道環境課	○
72	ダイハツ軽トラ	山梨 480 く 6981	水道環境課	○
73	ダイハツ軽バン	山梨 480 く 6994	水道環境課	○
74	スーパーカブ 原付	南部町 た 271	水道環境課	
75	ホンダトゥデイ 原付	南部町 た 248	水道環境課	
76	キャノピー 原付	南部町 た 227	分庁舎	
77	給湯車 (なんぶの湯)	山梨 88 そ 2376	アルファセンター	○
78	エブリィ	山梨 480 え 6226	社会福祉協議会	○
79	車いす移動車	山梨 800 さ 5214	社会福祉協議会	○
80	スズキバン配食車	山梨 480 あ 2700	社会福祉協議会	○

81	アクティバン（配食車）	山梨 480 か 564	社会福祉協議会	○
82	アクティバン（配食車）	山梨 480 か 565	社会福祉協議会	○
83	アクティバン（日赤）	山梨 40 は 6715	社会福祉協議会	○
84	アルト	山梨 40 ほ 9306	社会福祉協議会	○
85	ローザ バス	山梨 200 さ 156	社会福祉協議会	○
86	エブリィ	山梨 50 と 8647	社会福祉協議会	○
87	ミニカ	山梨 50 め 1594	社会福祉協議会	○
88	エスティマハイブリッド	山梨 300 ち 2732	社会福祉協議会	○
89	ダイハツミラ	山梨 40 ひ 175	社会福祉協議会	○
90	カローラ	山梨 44 つ 7100	社会福祉協議会	○
91	ダイハツ日赤バン	山梨 480 い 7444	社会福祉協議会	
92	日野バス	山梨 200 さ 202	社会福祉協議会	
93	カルディナ	山梨 500 セ 5033	社会福祉協議会	
94	ハイエース	山梨 300 ひ 9338	社会福祉協議会	
95	スバルサンパーバン	山梨 480 あ 6072	社会福祉協議会	
96	ダイハツミラ	山梨 480 か 5439	社会福祉協議会	
97	トヨタノアXスロープ	山梨 500 ね 1659	ふきのとう	○
98	あじさいスバル	山梨 40 み 1910	あじさい工房	
99	シビリアン 徳間内船線	山梨 22 す 3356	町営バス	○
100	ローザ 南部循環線	山梨 200 さ 467	町営バス	○
101	ハイエース 佐野線	山梨 200 さ 647	町営バス	○
102	ハイエース 陵草線	山梨 200 さ 705	町営バス	○
103	コースター 徳間内船線	山梨 200 す 865	町営バス	○

### ○飛行場外離着陸場一覧

平成27年9月1日現在

区分	場 所 名	所 在 地
場外離着陸場	佐野場外離着陸場	南部町上佐野407—1
	南部町営富沢野球場	南部町富士28505—3
	富士場外離着陸場	南部町富士（富士川河川敷）
緊急離着陸場	アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和地先

## ○ヘリコプター主要発着場一覧

平成27年9月1日現在

名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 (幅×長さ) さ	消 防 署 (所) の 間 隔 (分)
			大 型	中 型	小 型		
南部中学校校庭	南部8746	学 校 長		○		120×92	10
睦合小学校校庭	南部4376	〃		○		80×80	15
栄小学校校庭	内船8766	〃		○		94×96	15
南部橋上流河川敷	富士川河川敷	国土交通省		○		40×80	10
アルカディア 南部総合公園運動場	大和360	町 長	○			130×110	10
島尻スポーツ公園	片瀬地先	〃		○		80×80	15
南部町営富沢野球場	富士28505-3	〃	○			100×120	5
旧富河中学校校庭	富士2700-18	〃		○		100×100	5
万沢小学校校庭	万沢4119	学 校 長			○	70×80	10
徳間スポーツ広場 ドクターヘリポート	富士19021-2	徳間区長			○	50×80	20
陵草スポーツ広場 ドクターヘリポート	万沢15300	陵草区長			○	58×66	25
南部町地域救急搬送拠点 ヘリコプター	南部8168	町 長			○	25×50	10

## ○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

路線名	管理事務所 (電話番号)	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	危 険 内 容	迂回路
		区 間	延長 (km)			
国道52号線	峡南国道出張所 (0556) 62-0621	南部町境川～ 南部町越渡	4.8	連続雨量 200mm	土砂崩落、落石	
国道469号	峡南建設事務所身 延管理課 (0556) 62-9065	南部町十島峠(県境)～ 南部町十島字下谷戸	1.2	連続雨量 120mm以上	〃 〃	
主要地方道 富士川身延線	〃	南部町万沢(県境)～ 南部町万沢字大沢	1.2	〃 100mm以上	落石	一般国道52号
〃	〃	南部町十島字城山～ 南部町井出(富栄橋)	3.3	〃 120mm以上	路肩欠損、土砂崩落	〃
〃	〃	南部町井出(富栄橋)～ 南部町内船字寄畑	1.1	〃 150mm以上	〃	〃
〃	〃	身延町馬込～ 南部町小内船	2.2	〃 150mm以上	〃	

## 〔 条 例 等 〕

### ○南部町防災会議条例

〔 平成15年 3月 1日  
条 例 第 15号 〕

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前各号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
  - (2) 山梨県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 町の教育委員会の教育長
  - (6) 町の消防団長
  - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第5条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

**附 則 (平成24年9月28日条例第15号)**

この条例は、公布の日から施行する。

## ○南部町防災会議委員一覧

番号	区分	機関名	職名	所在地	連絡先
1	会長	南部町	町長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
2	1号委員	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	所長	甲府市緑が丘1-10-1	055-252-8884
3	2号委員	峡南地域県民センター	所長	富士川町鯉沢771-2	0556-22-8130
4		峡南保健福祉事務所	所長	富士川町鯉沢771-2	0556-22-8145
5		峡南建設事務所	所長	市川三郷町高田111-1	055-240-4123
6	3号委員	南部警察署	署長	南部町南部9335-1	0556-64-0110
7	4号委員	南部町総務課	課長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
8		南部町財政課	課長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
9		南部町住民課	課長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
10		南部町福祉保健課	課長	南部町富士28505-2	0556-64-3111
11		南部町建設課	課長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
12		南部町産業振興課	課長	南部町富士28505-2	0556-64-3111
13		南部町水道環境課	課長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
14	5号委員	南部町教育委員会	教育長	南部町内船4473-1	0556-64-3111
15	6号委員	南部町消防団	団長	南部町富士28505-2	0556-66-2111
16	7号委員	峡南消防本部 中部消防署南分署	署長	南部町楮根2890-1	0556-66-2119
17		東京電力パワーグリッド山梨総支社	渉外担当課長	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5110
18		東日本電信電話株式会社 山梨支店	支店長	甲府市朝気3-21-15	055-237-0554
19		日本赤十字社山梨県支部	事務局長	甲府市池田1-6-1	055-251-6711
20	8号委員	南部町自主防災会	会長		
21		南部町赤十字奉仕団	委員長		
22		南部町女性団体連絡協議会	会長		
23		南部町愛育会	会長		
24		南部町老人クラブ連合会	会長		
25		南部町建設安全協議会	会長		

## ○南部町災害対策本部条例

〔平成15年3月1日  
条例第16号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南部町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

**附 則（平成24年9月28日条例第16号）**

この条例は、公布の日から施行する。

## ○南部町地震災害警戒本部条例

〔平成15年3月1日  
条例第17号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、南部町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 町の教育委員会の教育長
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
  - (5) 峡南広域行政組合消防本部の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員及び町消防団のうちから町長が委嘱する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

## ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年4月1日規則第30号

## 第1 救助の程度、方法及び期間

## 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

## (1) 避難所

ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（(2)のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を（ウ）の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## (2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。(3)のイ及び8の(1)において同じ。）船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		夏季 4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	
冬季 10月から3月まで		29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

## イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円
冬季	10月から3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

## 4 医療及び助産

## (1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

## (2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### 5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### 6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

#### 7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費	1件当たり	30,000円
イ 就職支度金	1件当たり	15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間	2年以内
イ 利子	無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

#### 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行なう。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内  
その他の学用品については、15日以内とする。

## 9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり206,000円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、164,800円以内）とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行なう。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

## 11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したのものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分
- (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

### 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

#### (1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,800円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり	14,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1人1日当たり	16,300円
エ 救急救命士	1人1日当たり	15,000円
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,000円
カ 大工	1人1日当たり	23,500円
キ 左官	1人1日当たり	23,000円
ク とび職	1人1日当たり	21,200円

## (2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

## (3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

## 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

第1号様式 削除

(平12規則71)

第2号様式の1(第6条関係)

(昭36規則8・全改、平25規則39・一部改正)

## 〔協 定 等〕

### ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定

(応援の種類)

**第1条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当部課等)

**第2条** 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、市町の災害応急措置の応援事務を担当する部課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

(応援の手続)

**第3条** 大規模災害が発生し、他の市町に応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第1条第1号及び第2号に掲げる物資等の品名及び数量等
- (3) 第1条第3号に掲げる車両の種類及び台数
- (4) 第1条第4号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の標識等)

**第4条** 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該市町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

(応援職員の携行品)

**第5条** 応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

**第6条** 応援を受けた市町（以下「被災市町」という。）は、応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対し、宿舍のあっせん等の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担)

**第7条** 応援職員の派遣に要した経費の負担については、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第127号）の規定に基づき応援市町が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町が賠償し、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償するものとする。

(応援に要する費用の負担)

**第8条** 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町が一時繰替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援市町の請求に基づき、被災市町が負担するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の請求は、応援市町の首長名による請求書に關係書類を添付の上、被災市町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。

(応援に要する費用負担の特例)

**第9条** 前条の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町と応援市町の間で協議することができる。

(災害対策の資料の交換)

**第10条** 各市町は、相互の災害対策の調査資料に資するため、地域防災計画等の当該市町の地域に係る災害対策の資料を作成したときは、他の市町に送付するものとする。

(補則)

**第11条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

(適用)

**第12条** この協定は、平成8年10月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、当事者署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年10月21日

山梨県南部町	南部町長	小沢介三
山梨県身延町	身延町長	千須和武一
青森県八戸市	八戸市長	中里信男
青森県七戸町	七戸町長	福土孝衛
青森県三戸町	三戸町長	杉澤四郎
青森県南部町	南部町長	谷内政美

岩手県盛岡市	盛岡市長	桑 島 博
岩手県遠野市	遠野市長	兼 池 正
岩手県二戸市	二戸市長	小 原 豊 明

別表 略

## ○災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

**第1条** 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

**第3条** 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

**第4条** 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

**第5条** 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

**第6条** 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

**第7条** 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(経費の負担)

**第8条** 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐久市長	昭和町長
臼田町長	田富町長
佐久町長	八田村長
小海町長	白根町長
川上村長	芦安村長
南牧村長	若草町長
南相木村長	櫛形町長
北相木村長	甲西町長
八千穂村長	上九一色村長
甲府市長	三珠町長
韮崎市長	市川大門町長
双葉町長	六郷町長
明野村長	下部町長
須玉町長	増穂町長
高根町長	鯨沢町長
長坂町長	中富町長
大泉村長	早川町長
小淵沢町長	身延町長
白州町長	南部町長
武川村長	富沢町長
竜王町長	静岡市長
敷島町長	清水市長
	玉穂町長

## ○災害時における南部町、南部町内郵便局間の協力に関する協定書

南部町長（以下「甲」という）及び南部町内郵便局長（以下「乙」という）は、南部町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、南部町及び南部町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、つぎのとおり契約を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この契約書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、南部町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することが出来る。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は南部町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 乙は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

**第5条** 南部町の災害対策本部のメンバーに南部町内郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

**第7条** 南部町内の郵便局は、南部町若しくは町内各地で行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

**第8条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

**第9条** この契約書に関する連絡責任者は、甲においては南部町総務課長、乙において南部町内郵便

局長とする。

(協議)

**第10条** この契約書に定めのない事項及びこの契約書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この契約書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年10月10日

南 部 町 長	小 沢 介 三
南部郵便局長	柿 島 良 行
内船郵便局長	若 林 泰 文
富河郵便局長	望 月 小 五 郎
万沢郵便局長	竹 下 邦 利

## ○静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、合わせて民心の安定を図るため、静岡県富士宮市、静岡県芝川町、富士宮市芝川町消防組合及び山梨県富沢町、山梨県南部町、山梨県下部町、峡南広域行政組合消防本部（以下「協定市町」という。）との相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(災害の範囲)

**第2条** この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

**第3条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地市町長の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

協定市町の区域内に災害が発生した場合に発生地市町長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

**第4条** 応援要請は、災害発生地市町長から電話、その他の方法により次の事項を明確にして応援市町長に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、数量

(4) 応援隊到着（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

**第5条** 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 受援側市町長は、応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤の員数、到着予定時刻を受援側市町長に通報し、派遣しがたいときはその旨を遅滞なく受援側市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

**第6条** 受援側市町長は、応援隊の到着場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第7条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援側市町長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(通信連絡)

**第8条** 応援隊の指揮者は、災害活動に当たって受援側市町の消防本部基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとし、その連絡方法は原則として全国共通波とするが、無線運用については、受援側消防本部の統制に従うものとする。

(報告)

**第9条** 応援隊の長は、現場到着、引揚及び災害活動の状況を受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

**第10条** 応援に要した経費については次の区分により負担する。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側市町の負担とする。
- (2) 前号以外の経費については、原則として受援側市町の負担とする。

2 前各号に定めるもののほか、重要事項は当事者間において協議のうえ決定する。

(情報の交換)

**第11条** 協定市町は、この協定の円滑な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

**第12条** この協定に定めていない事項、または疑義を生じたときは、その都度、協定市町において協議のうえ定めるものとする。

(改廃)

**第13条** この協定の改廃は、協定市町長が協議のうえ行うものとする。

(実施細目)

**第14条** この協定の実施に関し必要な細則は、協定市町の消防長が協議のうえ別に覚書を定めるものとする。

(協定書の保管)

**第15条** この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町長が記名、押印のうえ、各1通を保管する。

#### 附 則

この協定は平成2年1月1日から施行する。

平成元年11月21日

静岡県富士宮市  
市長 吉田 廉  
静岡県芝川町  
町長 鈴木 邦雄  
静岡県富士宮市芝川町消防組合

管 理 者 吉 田 廉  
山 梨 県 富 沢 町  
町 長 旗 持 保 太 郎  
山 梨 県 南 部 町  
町 長 小 沢 介 三  
山 梨 県 下 部 町  
町 長 土 橋 精 一  
山梨県峡南広域行政組合消防本部  
業務担当理事 青 沼 隆 三

## ○静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書

(趣旨)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、静岡県静岡市と山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町及び同峡南広域行政組合（以下「行政組合」という。）との相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** この協定の実施区域は、静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町及び同早川町（以下「協定市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、「災害」とは、大規模又は特異な火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

**第4条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

県境に接する地域で災害が発生した場合に、発生地の市町の長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町の長の要請に基づいて出動する応援

(特別応援の要請方法)

**第5条** 特別応援の要請は、災害発生地の市町の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側市町の長に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、数量

(4) 応援隊到着（誘導員配置）場所

(5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた市町の長は、当該市町の区域内に警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の派遣の通報等)

**第7条** 応援側市町の長は、前条の規定により特別応援に係る応援隊を派遣したときは、その出発時刻、出動人員、機械器具、資機材の数量、到着予定時刻等を受援側市町の長に通報するものとし、受援側市町の長は、応援隊の到着場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

2 応援側市町の長は、普通応援に係る応援隊を派遣したときは、受援側市町の長にその旨を通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援側市町の長が行うものとする。

(資機材の使用)

**第9条** 応援隊は、応援活動の実施に当たり、受援側市町の消防資機材を使用する必要があるときは、受援側市町の了解を得たうえで、これを使用することができる。

(報告)

**第10条** 応援隊の長は、速やかに活動概要等を受援側市町の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

**第11条** 受援側市町の長は、速やかに災害の概要を応援側市町の長に通報するものとする。

(経費の負担)

**第12条** この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側市町の負担とし、これ以外の経費は、原則として受援側市町の負担とする。

(情報の交換)

**第13条** 協定市町は、この協定の円滑な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

**第14条** この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度協定市町及び行政組合において協議のうえ定めるものとする。

(改廃)

**第15条** この協定の改廃は、協定市町及び行政組合が協議のうえ行うものとする。

(実施細目)

**第16条** この協定の実施に関し必要な細目は、静岡市及び行政組合消防本部の消防長が協議のうえ別に定める覚書を交換するものとする。

(施行期日)

**第17条** この協定は、平成3年1月1日から施行する。

この協定の締結を証するために本書6通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成2年12月19日

静岡県静岡市長 天野進吾  
山梨県富沢町長 旗持保太郎  
山梨県南部町長 小沢介三  
山梨県身延町長 千須和武一  
山梨県早川町長 辻一幸  
山梨県峡南広域行政組合  
消防本部業務担当理事 青沼隆三

## ○峡南広域消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「協定市町村」という。）は消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、大規模災害および産業災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安全を図るため、市町村相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域および対象）

**第2条** この協定の実施区域は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「関係市町村」という。）とする。

（災害の範囲）

**第3条** この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

**第4条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町村に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

**第5条** 応援の要請は、災害発生地市町村長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた市町村長は、当該市町村区域の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町村長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

**第7条** 受援市町村の消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

**第8条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町村長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

**第9条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町村の負担とする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

**第11条** この協定に定めるもののほか、必要な実施細目等は、消防長および関係市町村の消防団長が協議のうえ定める。

#### 付 則

- 1 この協定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本協定の施行日をもって、昭和48年3月30日協定調印した「火災出動細目協定」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、協定市町村長が押印のうえ各1通を保管する。

平成元年3月24日

三 珠 町 長 諏 訪 一 藏  
市川大門町長 青 沼 隆 三  
六 郷 町 長 河 西 利 治  
下 部 町 長 土 橋 精 一  
増 穂 町 長 田 中 隼 人  
鯉 沢 町 長 深 沢 昭 典  
中 富 町 長 望 月 満 治  
早 川 町 長 辻 一 幸  
身 延 町 長 千 須 和 武 一  
南 部 町 長 小 沢 介 三  
富 沢 町 長 旗 持 保 太 郎

## ○南部町、身延町消防相互応援協定

(目的)

**第1条** この協定は南部町と身延町との消防相互応援態勢を確立して、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域)

**第2条** 南部町は身延町内の、身延町は南部町内の災害に対して応援隊を派遣する。

(応援の種類)

**第3条** 相互に応援すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための応援隊の派遣
- (2) その他の災害防除のための応援隊の派遣

(応援の要請)

**第4条** 前条の災害が発生した場合、応援を必要と認めるときは、当該町長は、関係町長に対して応援を求めるものとする。

(応援の方法)

**第5条** 第3条に規定する応援の方法は、次の各号により行なうものとする。

- (1) 第3条第1号による応援の要請があったときは、当該町の区域内の警備に支障のない範囲において応援を行なう。
- (2) 町の境界に近接する地域(後記)の火災を認知したときは、前号の規定にかかわらず、原則として一台(隊)を派遣するものとし、火災の規模が大であると認めるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (3) 第3条第2号による応援の要請があったときは、当事者の協議により必要隊員を派遣する。

(応援要請の手続)

**第6条** 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を可能な方法により、応援を求める町に通報し、事後すみやかに文書で提出しなければならない。

- (1) 応援を要する種別
- (2) 応援を要する場所
- (3) 応援を要する人員、機械または資器材等
- (4) その他必要事項

(応援出動の通報)

**第7条** 第5条の応援出動をする場合は、次の事項を要請者に通報するものとする。

- (1) 出動車輛及び出動人員
- (2) 出動隊責任者の職氏名
- (3) その他必要事項

(現場到着の報告)

**第8条** 応援隊の長は、現場到着後直ちに現場最高責任者に対し必要事項を報告し、その指示を受けるものとする。

(応援隊の指揮)

**第9条** 応援隊の指揮は、応援を受けた町消防団長又は現場最高責任者が応援隊長に対して行なう。但し緊急やむを得ない場合は直接隊員に対して行なうことができる。

(費用の負担)

**第10条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援出動に要した機械器具の小破損の修理費、燃料費、出動隊員の手当及び被服の補修費等は応援者側の負担とする。
- (2) 応援したことにより生じた機械器具の大破損の修理費及び応援地における応援隊員の死傷による災害補償の負担については、当事者間の協議により決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援者側の負担とする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は昭和42年4月1日から昭和52年3月31日までとする。

(改定)

**第12条** 関係町は、この協定の有効期間内であっても関係者協議の上この協定を改定することができる。

#### 附 則

この協定は、昭和42年4月1日から施行する。

協定者	南部町長	四 条 長 義 印
協定者	身延町長	佐 野 為 雄 印
協定者	富沢町長	佐 野 一 男 印

#### 町の境界に近接する地域

身延町横根	南部町中野
南部町緒根	南部町大和、寄畑
南部町福士	南部町井出
南部町万沢	南部町十島

## ○静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、清水市（以下「甲」という。）と富沢町（以下「乙」という。）との間において、消防活動、救急活動及び救助活動業務（以下「消防業務」という。）の相互の応援について次のとおり協定する。

（協定の目的）

**第1条** この協定は、消防業務の円滑を図るため、甲、乙相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（応援の種別）

**第2条** この協定による応援は、次によるものとする。

- (1) 甲、乙いずれかの区域内に大規模又は特異な火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、発生地の市長・町長から要請を受けた場合
- (2) 甲、乙の接する地域及びその周辺部で災害が発生し、応援の必要があると応援側が判断した場合
- (3) 甲、乙相互間の幹線道路に通行不能箇所が生じ、災害発生箇所に管轄の消防隊の到着が著しく遅れる場合で、発生地の市長・町長から要請を受けた場合

（応援隊の派遣）

**第3条** 前条第1号、第3号の規定により、応援要請を受けた市長・町長は、当該市又は町区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の誘導）

**第4条** 要請側市長・町長は、応援隊の到着所に誘導員を待機させ、誘導を行うものとする。

（応援隊の指揮）

**第5条** 応援隊は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の4の規定に基づき、要請側の消防長の指揮下で行動するものとする。

（報告）

**第6条** 応援隊の長は、現場到着、消防業務の状況及び現場引揚げを要請側現場最高指揮者に報告するものとする。

（消防業務の責任）

**第7条** 災害の現場における消防業務の責任は、発生地の市又は町が負うものとする。

（応援経費の負担）

**第8条** 応援に要する通常の経費は応援側市又は町が負担し、これ以外の経費については要請側市又は町が負担する。但し、多額の負担を必要とするなどこれによりがたい場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

（情報の交換）

**第9条** 甲、乙は、この協定の円滑な運用を期するため、必要な情報を交換するものとする。

（疑義等の決定）

**第10条** この協定で定めた事項について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項で、必要があるときは甲、乙協議で決定する。

(覚書の交換)

**第11条** この協定の実施に必要な事項については、甲、乙の消防長との間において、別に定める覚書を交換するものとする。

(協定書の保管)

**第12条** この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の長は記名押印のうえ各1通を保管する。

**附 則**

この協定は平成2年7月1日から施行する。

平成2年6月11日

甲

清水市旭町6番8号

清水市長 宮城島弘正

乙

山梨県富沢町福士4348番地

富沢町長 旗持保太郎

## ○大規模災害受援計画に基づく補給物資等調達に関する協定書

この協定は、大規模災害消防応援実施計画（以下「実施計画」という。）第22条に基づき、峡南広域行政組合消防本部（以下「甲」という。）と三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「乙」という。）との間に、大規模災害時の食糧及び資機材等の必要な補給物資の調達に関する必要な事項を定めるものとする。

（協定の目的）

- 1 この協定は、大規模災害時において消防本部職員及び応援部隊の隊員の食糧を確保するとともに、道路等の寸断により救急、救助に必要な重機等を民間より借り上げる場合の調達方法を明確にし、迅速な災害活動と救命活動に対処するものとする。

（食糧の調達）

- 2 甲及び応援部隊は、被災日より少なくとも3日間の非常食は確保するものとするが、災害活動及び救助活動が長期におよぶ場合の食糧の確保については、乙の地域防災計画に基づく食糧調達の一部を、甲の要請により配布するものとする。

（受渡し）

- 3 受領に際しては、甲職員が乙へ出向き受領するものとし、相互の氏名、階級及び受領個数を明確にしておくものとする。

（資機材の調達）

- 4 必要資機材の調達は、甲より乙へ依頼し、乙より地域防災計画に基づく提携業者へ出動依頼をするものとする。

（経費負担）

- 5 この協定に基づく経費の負担は、下記のとおりとする。

- (1) 食糧については、甲の負担とする。
- (2) 資機材等の経費は、乙の負担とする。

（その他）

- 6 前各項に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

### 附 則

- 1 この協定は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、協定市町村長と峡南広域行政組合消防本部消防長が押印のうえ各1通を保管する。

平成9年9月1日

三 珠 町 長	水 上 末 雄
市 川 大 門 町 長	有 泉 仁
六 郷 町 長	遠 藤 幸 利
下 部 町 長	土 橋 金 六
増 穂 町 長	田 中 隼 人

鰺 沢 町 長	石 川 洋 司
中 富 町 長	望 月 教 三
早 川 町 長	辻 一 幸
身 延 町 長	依 田 光 弥
南 部 町 長	小 沢 介 三
富 沢 町 長	望 月 秀 次 郎
峡南広域行政組合 消防本部消防長	青 木 寛

## ○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、南部町長望月秀次郎（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、南部町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

**第2条** 及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 南部町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 南部町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

**第3条** 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

**第4条** 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

**第5条** 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

**第6条** 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所持する。

平成23年4月14日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長

下 保 修

乙 山梨県南巨摩郡南部町福士28505-2  
南部町長 望月 秀次郎

## ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

南部町（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

**第1条** 甲は、南部町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

**第2条** 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、南部町内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、町民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

**第3条** 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

**第4条** 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

**第5条** 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

**第6条** 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

**第7条** 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

**第8条** この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成24年12月6日

甲 南巨摩郡南部町福士28505-2  
南部町長 佐野 和広

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号  
山梨県土地家屋調査士会  
会 長 市川 哲郎

公益社団法人  
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理 事 長 大村 義之

## ○災害時の施設と敷地の利用に関する協定書

南部町（以下「甲」という。）と南部警察署（以下「乙」という。）は、災害時における南部警察署代替施設（以下「代替施設」という。）の設置、使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、大震災等大規模災害発生時における警察署の代替施設として、乙が甲の施設を使用することにより、災害警備業務の万全を期すことを目的とする。

（代替要請施設）

**第2条** 乙が甲に借り上げ要請する施設は、次に掲げるものとする。

(1) 南巨摩郡南部町大和360番地アルカディア南部総合公園文化館（以下「施設」という。）

※ 警察署代替施設として使用する。

(2) 施設駐車場敷地（以下「敷地」といい、「施設」と「敷地」をあわせて「敷地等」という。）

※ 警察車両駐車場として使用する。

（要請）

**第3条** 乙は、その管内に災害が発生し、警察署庁舎が被災し使用不能になった場合又は使用不能になるおそれのある場合に、甲に対して敷地等の借上げを要請することとする。

2 甲は、乙から敷地等の借上げの要請を受けた時は、敷地等の使用が可能であれば、乙に対し優先的に貸出しをすることとする。

（町災害対策本部への署員派遣）

**第4条** 乙は、その管内に災害が発生し、甲から敷地等の借上げを行い甲が町災害対策本部を設置した際には、署員を連絡員として町災害対策本部に派遣することにより、相互の連携を密にするものとする。

（借り上げ期間）

**第5条** 乙が甲の敷地等を借上げる期間（以下「借上げ期間」という。）は、借上げ要請を行った日から次に掲げるいずれかに該当するまでの間とする。

(1) 南部警察署庁舎が使用可能になるまで。

(2) 災害警備が終了するまで。

(3) その他、甲と乙が協議して定める期間まで。

（要請の方法）

**第6条** 乙は、甲に対し、別添、様式第2号（第10条関係）行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）をもって要請することとする。但し、申請書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、後日当該申請書を送付することとする。

（経費の負担）

**第7条** 敷地等の利用料等については、施設を利用開始した日から警察施設が復旧するまでの間は無償とする。

（目的外使用の禁止）

**第8条** 乙は、甲の敷地等を借上げる場合、施設を災害警備本部の代替施設及び警察署代替施設としてのみ使用し、また、敷地を警察車両駐車場及び警察署来庁者車両駐車場としてのみ使用し、その

他の目的に使用しない。

(原状回復義務)

**第9条** 乙は、借上げ期間が終了後、施設等を原状に回復し、甲に返却しなければならない。但し、災害により損傷したと甲が認めた損傷部分はこの限りではない。

(利用者責任)

**第10条** 乙は、敷地等を使用する場合には、敷地等以外には立ち入らず、また、敷地等を損傷しないよう細心の注意を払うものとする。

2 甲は、敷地等が災害に耐えうる性能を有していることについて、何らかの保証をするものではない。

(損害補償の義務等)

**第11条** 乙は、施設及び設備等を損傷し又は滅失した場合には、その損害に対して適正な保証をすることとする。

2 前項に規定するもののほか、乙による施設の使用に起因して発生した事故については、乙の責任により解決し、その費用（損害額）を負担することとする。

(定めのない事項の処理)

**第12条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議をして決定することとする。

(有効期限)

**第13条** この協定は、協定を締結した日からその効力を有し、甲又は乙が相手方に対してこの協定の終了を文書で通知するまで継続することとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 南巨摩郡南部町福士28505-2  
南部町長 佐野 和広

乙 南巨摩郡南部町南部9335-1  
南部警察署長 楠 宏一

## ○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）と設置事業所（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

**第1条** この協定は、甲が乙の行う災害時応急活動に対し、協力する必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

**第2条** 災害時において甲は丙に備蓄する食料・飲料水等（以下「備蓄品」という。）の提供を行うものとする。また、丙は、乙の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。

（要請）

**第3条** 乙は、災害時において備蓄品を使用するときは、甲に対して必ず口頭で要請するものとする。ただし、要請する時間的余裕がない場合は、後日、甲に対して使用内容に関する報告を行うものとする。

（管理）

**第4条** 甲及び丙は倉庫内の備蓄品の保守管理を行う。倉庫の鍵については、甲、乙、丙で保管し、前条に基づき使用できるものとする。

（受入体制）

**第5条** 乙は、この協定に基づき、甲からの備蓄品の提供を受けるときは、甲との間で使用許可及び、使用範囲等について確認するものとする。

（費用の負担）

**第6条** 第2条に基づく内容に関する費用は、無償とする。

（免責）

**第7条** 甲は乙に対して提供した備蓄品に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

**第8条** この協定の有効期間は、本協定締結日から平成29年3月31日までとする。期間満了の日の3か月前に甲、乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長されたものとし、以後はこの例による。甲、乙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができる。

（協定の解除）

**第9条** 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

**第10条** この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

**第11条** 設置場所は、山梨県南巨摩郡南部町南部9470番地中央運輸有限会社 本社営業所とする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年2月2日

甲 一般社団法人 山梨県トラック協会  
会長 坂本 政彦

乙 南部町  
南部町長 佐野 和広

丙 設置事業所代表  
中央運輸有限会社  
代表取締役 塩津 和久

## ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

**第1条** 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

**第2条** この協定は、平成28年1月1日から適用する。

**第3条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月26日

甲 山梨県知事 後藤 斎

乙 南部町長 佐野 和広

## ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

(趣旨)

**第1条** 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した南部町（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
  - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。第4条において「大規模半壊世帯」という。）

(対象自然災害)

**第3条** この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

**第4条** 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

**第5条** 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
  - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
  - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。
- 6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

**第6条** 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
  - (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
  - (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
  - (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し
  - (5) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
- 4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

**第7条** 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

**第8条** 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書(様式第4号)により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支給決定の取消)

**第9条** 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支援金の返還)

**第10条** 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書(様式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

**第11条** 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

**第12条** 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

**第13条** この支援金の支給に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

様式 略

## 〔災害危険箇所〕

## ○地すべり防止区域一覧

## 1 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域

平成27年9月1日現在

農務関係 (農村振興局所管)			林務関係 (林野庁所管)			土木関係 (国土交通省所管)		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
1	13.32	馬込	1	27.86	西川	2 (3)	102.96	中野、塩沢、大和

( )は1つの区域を市町村にカウントした場合

## 2 地すべり等崩壊危険地 (農村振興局所管)

平成27年9月1日現在

地区数	面積 (ha)	農地面積	備考
5	97.8	34.2	成島、井出、福士、万沢、屋敷平

## 3 地すべり危険箇所 (国土交通省所管)

平成27年9月1日現在

箇所数	箇所名
5	本郷A、本郷B、大和、森屋、塩沢

## ○急傾斜地危険区域一覧

## 1 急傾斜地崩壊危険区域

平成27年9月31日現在

箇所数	面積 (ha)	指定区域名
18	24.38	追平・釜の口・森屋一・塩沢・居里・森屋二・谷津・中尾・越渡・松山・上櫓田・東市組一・竹の沢・平見・宮ノ入・矢島・東市組二・南又

## 2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

平成27年9月1日現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
追平	南部	追平	昭45.6.25	0262	1.93	65
追平	南部	追平	平4.4.23	0140	0.33	2
釜の口	成島	釜の口	昭61.7.24	0363	0.39	11
森屋一	成島	西峯他	平2.4.9	0234	0.70	10
塩沢	塩沢	入口	平2.11.15	0556	0.31	6
塩沢	塩沢	入口河根 竹ノ花	平11.3.25	0133	0.88	7
居里	内船	南居里	平12.3.30	0173	0.05	2
居里	内船	北居里他	平4.3.2	0074	1.95	16
森屋二	成島	森屋他	平7.3.13	0092	2.76	21
谷津	内船	ヤツ他	平7.3.13	0093	0.74	10
中尾	内船	中尾	平15.2.7	0084	0.33	7
上櫓田	内船	上櫓田	平16.3.15	0123	0.45	18
越渡	万沢	越渡他	平8.2.29	0113	1.77	11
越渡	万沢	越渡越渡山	平13.3.22	0129	0.36	2
松山	万沢	松山他	平16.3.15	0122	0.73	17
東市組一	福士	田嶋	平17.10.13	0533	0.60	10
竹の沢	福士	竹之沢・火打石	平17.10.13	0534	0.74	10
平見	十島	平見西ノ久保	平19.5.17	0191	2.37	12
宮ノ入	成島	富ヶ谷他	平19.12.3	0423	0.76	8
矢島	福士	矢島	平21.3.12	0084	2.77	15
東市組二	福士	田嶋	平21.12.21	0394	1.53	12
南又	福士	南又	平23.9.01	0373	1.93	27
南又	福士	南又	平23.9.01	0373	0.00	—

## 3 急傾斜地崩壊危険箇所

平成27年9月1日現在

危険箇所名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
釜の口	成島	釜の口	6	釜の口
釜の口の2	成島	釜の口	4	
中村	成島	中村	5	
森屋	成島	森屋	8	森屋の2
森屋の2	成島	森屋	17	森屋の2
宮の入	成島	宮の入	11	
本郷谷津	本郷	谷津	6	
船山温泉	本郷	船山	1	
西川	本郷	西川	5	
峰	本郷	峰	6	
大蔵	塩沢	大蔵	2	
大蔵の2	塩沢	大蔵	1	
長松	南部	長松	6	
緑ヶ丘団地	塩沢	追平	21	
追平	南部	追平	33	追平
塩沢の2	塩沢	竹之花	7	
東山	大和	東山	4	
塩沢	塩沢	塩沢	9	塩沢
日向	大和	日向	13	
谷津	内船	宇状山	15	谷津
船久保	内船	船久保	5	
倉ヶ平	内船	倉ヶ平	5	
居里	内船	居里	9	居里
上櫓田	内船	上櫓田	15	上櫓田
中尾	内船	中尾	8	
中尾の2	内船	中尾	5	
寄畑	内船	寄畑	5	
井出	井出	井出	13	
平見	十島	平見	19	
小草里	上佐野	小草里	5	
小草里の2	上佐野	小草里	6	
下野	下佐野	下野	6	
姥懐	井出	姥懐	1	
楮根町屋	楮根	楮根町屋	5	
宮原の1	楮根	宮原	23	
馬込	楮根	馬込	7	
真篠	福士	真篠	6	
切久保の1	福士	切久保	7	
切久保の2	福士	切久保	9	
向島	福士	向島	5	
町屋の1	福士	町屋	2	
町屋の2	福士	町屋	14	
町屋の3	福士	町屋矢島	6	
矢島	福士	矢島	19	
東市組	福士	東市組	11	東市組の1
西市組の1	福士	西市組	2	
火打石	福士	西市組	10	
竹の沢	福士	竹の沢	16	竹の沢
東根熊の1	福士	東根熊	7	
東根熊の2	福士	東根熊	7	

資 料 編

西 根 熊	福 士	西 根 熊	8	
上 徳 間 の 1	福 士	上 徳 間	6	
徳 間 根 熊	福 士	上 村	8	
徳 間 南 又	福 士	南 又	13	
西 行 の 1	福 士	西 行	10	
越 渡	万 沢	越 渡	11	越渡
松 山 の 1	万 沢	松 山 山	0	松山
松 山 の 2	万 沢	松 山 山	13	
松 山 の 3	万 沢	松 山 山	9	
沢 上 の 1	万 沢	沢 上	5	
日 向	万 沢	日 向	5	
			526	

## ○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覽

平成27年9月1日現在

番号	自然現象の種類	区 域 名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
1	急傾斜地の崩壊	杉山	○	万沢	H18.10.5	518
2	急傾斜地の崩壊	梅島	○	万沢	H18.10.5	518
3	急傾斜地の崩壊	中沢の1	○	万沢	H18.10.5	518
4	急傾斜地の崩壊	中沢の2	○	万沢	H18.10.5	518
5	急傾斜地の崩壊	真篠-1	○	富士	H18.11.20	580
6	急傾斜地の崩壊	真篠-2	○	富士	H18.11.20	580
7	急傾斜地の崩壊	切久保の1	○	富士	H18.11.20	580
8	急傾斜地の崩壊	切久保の2	○	富士	H18.11.20	580
9	急傾斜地の崩壊	向島	○	富士	H18.11.20	580
10	急傾斜地の崩壊	町屋の1	○	富士	H18.11.20	580
11	急傾斜地の崩壊	町屋の2	○	富士	H18.11.20	580
12	急傾斜地の崩壊	町屋の3-1	○	富士	H18.11.20	580
13	急傾斜地の崩壊	町屋の3-2	○	富士	H18.11.20	580
14	急傾斜地の崩壊	町屋の3-3	○	富士	H18.11.20	580
15	急傾斜地の崩壊	矢島-1	○	富士	H18.11.20	580
16	急傾斜地の崩壊	矢島-2	○	富士	H18.11.20	580
17	急傾斜地の崩壊	東市組-1	○	富士	H18.11.20	580
18	急傾斜地の崩壊	東市組-2	○	富士	H18.11.20	580
19	急傾斜地の崩壊	西市組の1	○	富士	H18.11.20	580
20	急傾斜地の崩壊	火打石	○	富士	H18.11.20	580
21	急傾斜地の崩壊	竹の沢-1	○	富士	H18.11.20	580
22	急傾斜地の崩壊	竹の沢-2	○	富士	H18.11.20	580
23	急傾斜地の崩壊	東根熊の1	○	富士	H18.11.20	580
24	急傾斜地の崩壊	東根熊の2	○	富士	H18.11.20	580
25	急傾斜地の崩壊	西根熊	○	富士	H18.11.20	580
26	急傾斜地の崩壊	上徳間の1	○	富士	H18.11.20	580
27	急傾斜地の崩壊	徳間根熊	○	富士	H18.11.20	580
28	急傾斜地の崩壊	西行の1-1	○	万沢	H18.10.5	518
29	急傾斜地の崩壊	西行の1-2	○	万沢	H18.10.5	518
30	急傾斜地の崩壊	松山の1	○	万沢	H18.10.5	518
31	急傾斜地の崩壊	松山の2	○	万沢	H18.10.5	518
32	急傾斜地の崩壊	松山の3	○	万沢	H18.10.5	518
33	急傾斜地の崩壊	沢上の1	○	万沢	H18.10.5	518
34	急傾斜地の崩壊	日向	○	万沢	H18.10.5	518
35	急傾斜地の崩壊	増野	○	万沢	H18.10.5	518
36	急傾斜地の崩壊	西行の2	○	万沢	H18.10.5	518
37	急傾斜地の崩壊	西行の3	○	万沢	H18.10.5	518
38	急傾斜地の崩壊	沢上の2-1	○	万沢	H18.10.5	518
39	急傾斜地の崩壊	沢上の2-2	○	万沢	H18.10.5	518
40	急傾斜地の崩壊	沢上の3	○	万沢	H18.10.5	518
41	急傾斜地の崩壊	徳間南又-1	○	富士	H18.11.20	580
42	急傾斜地の崩壊	徳間南又-2	○	富士	H18.11.20	580
43	急傾斜地の崩壊	御堂の1	○	富士	H18.11.20	580

44	急傾斜地の崩壊	御堂の2	○	富士	H18.11.20	580
45	急傾斜地の崩壊	御堂の3	○	富士	H18.11.20	580
46	急傾斜地の崩壊	御堂の4	○	富士	H18.11.20	580
47	急傾斜地の崩壊	坂本	○	富士	H18.11.20	580
48	急傾斜地の崩壊	西市組の2	○	富士	H18.11.20	580
49	急傾斜地の崩壊	西市組の3	○	富士	H18.11.20	580
50	急傾斜地の崩壊	西市組の3	○	富士	H18.11.20	580
51	急傾斜地の崩壊	西市組の4	○	富士	H18.11.20	580
52	急傾斜地の崩壊	東根熊の3	○	富士	H18.11.20	580
53	急傾斜地の崩壊	東根熊の4	○	富士	H18.11.20	580
54	急傾斜地の崩壊	上徳間の2	○	富士	H18.11.20	580
55	急傾斜地の崩壊	南又-1	○	富士	H18.11.20	580
56	急傾斜地の崩壊	南又-2	○	富士	H18.11.20	580
57	急傾斜地の崩壊	徳間下村の1	○	富士	H18.11.20	580
58	急傾斜地の崩壊	徳間下村の2-1	○	富士	H18.11.20	580
59	急傾斜地の崩壊	徳間下村の2-2	○	富士	H18.11.20	580
60	急傾斜地の崩壊	釜の口	○	成島	H19.3.29	133
61	急傾斜地の崩壊	釜の口の2	○	成島	H19.3.29	133
62	急傾斜地の崩壊	森屋の1	○	成島	H19.3.29	133
63	急傾斜地の崩壊	森屋の2	○	成島	H19.3.29	133
64	急傾斜地の崩壊	宮ノ入	○	成島	H19.3.29	133
65	急傾斜地の崩壊	本郷谷津	○	本郷	H19.3.29	133
66	急傾斜地の崩壊	船山温泉	○	本郷	H19.3.29	133
67	急傾斜地の崩壊	西川	○	本郷	H19.3.29	133
68	急傾斜地の崩壊	峰	○	本郷	H19.3.29	133
69	急傾斜地の崩壊	大蔵・矢崎Ⅱ	○	塩沢	H19.3.29	133
70	急傾斜地の崩壊	大蔵の2	○	塩沢	H19.3.29	133
71	急傾斜地の崩壊	長松	○	南部	H19.3.29	133
72	急傾斜地の崩壊	緑ヶ丘団地	○	塩沢	H19.3.29	133
73	急傾斜地の崩壊	東山	○	大和	H19.3.29	133
74	急傾斜地の崩壊	井出の1	○	井出	H19.3.29	133
75	急傾斜地の崩壊	船久保	○	内船	H19.3.29	133
76	急傾斜地の崩壊	倉ヶ平	○	内船	H19.3.29	133
77	急傾斜地の崩壊	上樫田-1	○	内船	H19.3.29	133
78	急傾斜地の崩壊	上樫田-2	○	内船	H19.3.29	133
79	急傾斜地の崩壊	中尾の2-1	○	内船	H19.3.29	133
80	急傾斜地の崩壊	中尾の2-2	○	内船	H19.3.29	133
81	急傾斜地の崩壊	中尾の2-3	○	内船	H19.3.29	133
82	急傾斜地の崩壊	寄畑	○	内船	H19.3.29	133
83	急傾斜地の崩壊	中村-1	○	成島	H20.7.10	308
84	急傾斜地の崩壊	中村-2	○	成島	H20.7.10	308
85	急傾斜地の崩壊	中村-3	○	成島	H20.7.10	308
86	急傾斜地の崩壊	追平		南部	H20.7.10	308
87	急傾斜地の崩壊	塩沢の2	○	塩沢	H20.7.10	308
88	急傾斜地の崩壊	塩沢-1	○	塩沢	H20.7.10	308
89	急傾斜地の崩壊	塩沢-2	○	塩沢	H20.7.10	308
90	急傾斜地の崩壊	日向-1	○	大和	H20.7.10	308
91	急傾斜地の崩壊	日向-2	○	大和	H20.7.10	308

92	急傾斜地の崩壊	楮根町屋・宮原の2	○	楮根	H20. 7. 10	308
93	急傾斜地の崩壊	宮原の1-1	○	楮根	H20. 7. 10	308
94	急傾斜地の崩壊	宮原の1-2	○	楮根	H20. 7. 10	308
95	急傾斜地の崩壊	馬込	○	楮根	H20. 7. 10	308
96	急傾斜地の崩壊	下杉尾Ⅱ	○	本郷	H20. 7. 10	308
97	急傾斜地の崩壊	飯米場Ⅱ	○	本郷	H20. 7. 10	308
98	急傾斜地の崩壊	澤Ⅱ	○	本郷	H20. 7. 10	308
99	急傾斜地の崩壊	矢崎Ⅱ	○	南部	H20. 7. 10	308
100	急傾斜地の崩壊	竹の久保Ⅱ	○	塩沢	H20. 7. 10	308
101	急傾斜地の崩壊	関宿Ⅱ	○	大和	H20. 7. 10	308
102	急傾斜地の崩壊	関宿Ⅱの2	○	大和	H20. 7. 10	308
103	急傾斜地の崩壊	竹の花	○	楮根	H20. 7. 10	308
104	急傾斜地の崩壊	竹の花Ⅲ	○	成島	H20. 7. 10	308
105	急傾斜地の崩壊	塩沢Ⅲ	○	塩沢	H20. 7. 10	308
106	急傾斜地の崩壊	御所村Ⅱ	○	南部	H20. 7. 10	308
107	急傾斜地の崩壊	谷津	○	内船	H21. 11. 9	335
108	急傾斜地の崩壊	居里	○	内船	H21. 11. 9	335
109	急傾斜地の崩壊	中尾	○	内船	H21. 11. 9	335
110	急傾斜地の崩壊	平見・十島Ⅱ	○	十島	H21. 11. 9	335
111	急傾斜地の崩壊	小草里・小草里の2	○	上佐野	H21. 11. 9	335
112	急傾斜地の崩壊	下野	○	下佐野	H21. 11. 9	335
113	急傾斜地の崩壊	姥懐		井出	H21. 11. 9	335
114	急傾斜地の崩壊	越渡	○	万沢	H21. 11. 9	335
115	急傾斜地の崩壊	井出の2	○	井出	H21. 11. 9	335
116	急傾斜地の崩壊	北原Ⅱ	○	中野	H21. 11. 9	335
117	急傾斜地の崩壊	小内船Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
118	急傾斜地の崩壊	阿曾Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
119	急傾斜地の崩壊	宝生Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
120	急傾斜地の崩壊	北居里Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
121	急傾斜地の崩壊	南沢Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
122	急傾斜地の崩壊	中尾Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
123	急傾斜地の崩壊	嶋尻Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
124	急傾斜地の崩壊	嶋尻Ⅱの2	○	内船	H21. 11. 9	335
125	急傾斜地の崩壊	八木沢Ⅱの2	○	内船	H21. 11. 9	335
126	急傾斜地の崩壊	八木沢Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
127	急傾斜地の崩壊	東八木沢	○	内船	H21. 11. 9	335
128	急傾斜地の崩壊	日軽金住宅Ⅱ	○	十島	H21. 11. 9	335
129	急傾斜地の崩壊	小草里Ⅱ	○	上佐野	H21. 11. 9	335
130	急傾斜地の崩壊	本村Ⅱ	○	上佐野	H21. 11. 9	335
131	急傾斜地の崩壊	本村Ⅱの2	○	上佐野	H21. 11. 9	335
132	急傾斜地の崩壊	柿元Ⅱ	○	下佐野	H21. 11. 9	335
133	急傾斜地の崩壊	日向Ⅲ	○	大和	H21. 11. 9	335
134	急傾斜地の崩壊	楮根Ⅲ	○	楮根	H21. 11. 9	335
135	急傾斜地の崩壊	楮根の2	○	楮根	H21. 11. 9	335
136	急傾斜地の崩壊	本谷Ⅱ	○	上佐野	H23. 7. 25	292
137	急傾斜地の崩壊	小草里Ⅲ	○	上佐野	H23. 7. 25	292
138	急傾斜地の崩壊	徳間南又の1	○	福士	H23. 7. 25	292

1	土石流	内房境川－1		万沢	H18. 10. 5	518
2	土石流	梅島川	○	万沢	H18. 10. 5	518
3	土石流	山口沢川－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
4	土石流	山口沢川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
5	土石流	山口沢川－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
6	土石流	横沢川－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
7	土石流	横沢川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
8	土石流	横沢川－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
9	土石流	横沢川－4	○	万沢	H18. 10. 5	518
10	土石流	西行川		万沢	H18. 10. 5	518
11	土石流	内房境川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
12	土石流	上矢沢－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
13	土石流	上矢沢－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
14	土石流	上矢沢－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
15	土石流	大城川－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
16	土石流	大城川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
17	土石流	大城川－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
18	土石流	尾戸栗沢川	○	万沢	H18. 10. 5	518
19	土石流	湯沢	○	万沢	H18. 10. 5	518
20	土石流	竹ノ沢長瀬川	○	富士	H18. 11. 20	580
21	土石流	竹の沢川－1		富士	H18. 11. 20	580
22	土石流	竹の沢川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
23	土石流	根熊川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
24	土石流	根熊川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
25	土石流	陰沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
26	土石流	東沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
27	土石流	長瀬川	○	富士	H18. 11. 20	580
28	土石流	南又川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
29	土石流	南又川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
30	土石流	南又川－3	○	富士	H18. 11. 20	580
31	土石流	南又川－4	○	富士	H18. 11. 20	580
32	土石流	天神沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
33	土石流	井戸沢川		富士	H18. 11. 20	580
34	土石流	寺沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
35	土石流	北沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
36	土石流	釜の奥川	○	富士	H18. 11. 20	580
37	土石流	鯨野川	○	富士	H18. 11. 20	580
38	土石流	向田川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
39	土石流	向田川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
40	土石流	根岸沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
41	土石流	舟沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
42	土石流	大掘川	○	富士	H18. 11. 20	580
43	土石流	修善寺川	○	富士	H18. 11. 20	580
44	土石流	舟沢川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
45	土石流	舟沢川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
46	土石流	舟沢川－3	○	富士	H18. 11. 20	580
47	土石流	舟沢川－4	○	富士	H18. 11. 20	580
48	土石流	舟沢川－5		富士	H18. 11. 20	580

49	土石流	上矢沢	○	富士	H18. 11. 20	580
50	土石流	坂本有東川	○	富士	H18. 11. 20	580
51	土石流	有東川		富士	H18. 11. 20	580
52	土石流	日向川	○	富士	H18. 11. 20	580
53	土石流	大平川	○	富士	H18. 11. 20	580
54	土石流	原戸川	○	大和	H19. 3. 29	133
55	土石流	大和川		大和	H19. 3. 29	133
56	土石流	日向川	○	大和	H19. 3. 29	133
57	土石流	南の入川	○	塩沢	H19. 3. 29	133
58	土石流	西の入沢	○	塩沢	H19. 3. 29	133
59	土石流	日影沢川		塩沢	H19. 3. 29	133
60	土石流	権現川	○	成島	H19. 3. 29	133
61	土石流	瀬戸川	○	成島	H19. 3. 29	133
62	土石流	西の入川	○	成島	H19. 3. 29	133
63	土石流	西沢川		成島	H19. 3. 29	133
64	土石流	矢崎川	○	塩沢	H19. 3. 29	133
65	土石流	木戸川	○	南部	H19. 3. 29	133
66	土石流	西川	○	本郷	H19. 3. 29	133
67	土石流	小川	○	本郷	H19. 3. 29	133
68	土石流	島尻川		島尻	H19. 3. 29	133
69	土石流	四万沢川の1	○	島尻	H19. 3. 29	133
70	土石流	寄畑川	○	寄畑	H19. 3. 29	133
71	土石流	井出八木沢川	○	八木沢	H19. 3. 29	133
72	土石流	上佐野沢川-1	○	上佐野	H19. 3. 29	133
73	土石流	上佐野沢川-2	○	上佐野	H19. 3. 29	133
74	土石流	ゆずの木沢川	○	上佐野	H19. 3. 29	133
75	土石流	小内船川	○	内船	H19. 3. 29	133
76	土石流	戸樋の沢川	○	内船	H19. 3. 29	133
77	土石流	樋之沢川	○	内船	H19. 3. 29	133
78	土石流	梅の木川	○	内船	H19. 3. 29	133
79	土石流	長田川	○	内船	H19. 3. 29	133
80	土石流	池の山沢川-1	○	富士	H20. 7. 10	308
81	土石流	池の山沢川-2		富士	H20. 7. 10	308
82	土石流	神田川		富士	H20. 7. 10	308
83	土石流	有東川	○	富士	H20. 7. 10	308
84	土石流	聖沢川	○	富士	H20. 7. 10	308
85	土石流	大堀川		富士	H20. 7. 10	308
86	土石流	大沢川		楮根	H20. 7. 10	308
87	土石流	向の沢川	○	楮根	H20. 7. 10	308
88	土石流	原戸川		楮根	H20. 7. 10	308
89	土石流	田中川		楮根	H20. 7. 10	308
90	土石流	塩沢川	○	塩沢	H20. 7. 10	308
91	土石流	西の入沢の1		塩沢	H20. 7. 10	308
92	土石流	西の入沢の2		塩沢	H20. 7. 10	308
93	土石流	餅切沢	○	成島	H20. 7. 10	308
94	土石流	船山川		本郷	H21. 11. 9	335
95	土石流	谷津川		内船	H21. 11. 9	335
96	土石流	勝負川	○	内船	H21. 11. 9	335

97	土石流	北居里沢川		内船	H21. 11. 9	335
98	土石流	三堂沢川の1	○	十島	H21. 11. 9	335
99	土石流	三堂沢川	○	十島	H21. 11. 9	335
100	土石流	新地川		成島	H21. 11. 9	335
101	土石流	根岸沢川	○	中野	H21. 11. 9	335
102	土石流	中村川の1	○	内船	H21. 11. 9	335
103	土石流	中村川の2		内船	H21. 11. 9	335
104	土石流	四万沢川の2	○	内船	H21. 11. 9	335
105	土石流	八木沢川の1	○	内船	H21. 11. 9	335
106	土石流	八木沢川の2	○	内船	H21. 11. 9	335
107	土石流	東八木沢川	○	内船	H21. 11. 9	335
108	土石流	竹の沢川	○	井出	H21. 11. 9	335
109	土石流	南沢川	○	上佐野	H21. 11. 9	335
110	土石流	細木保川	○	十島	H21. 11. 9	335
111	土石流	赤子沢川	○	万沢	H21. 11. 9	335
1	地滑り	南沢-2		横根中	H22. 3. 8	72
2	地滑り	本郷A-1		本郷	H23. 3. 10	90
3	地滑り	本郷A-2		本郷	H23. 3. 10	90
4	地滑り	本郷B-1		本郷	H23. 3. 10	90
5	地滑り	本郷B-2		本郷	H23. 3. 10	90
6	地滑り	本郷B-3		本郷	H23. 3. 10	90
7	地滑り	本郷B-4		本郷	H23. 3. 10	90
8	地滑り	本郷B-5		本郷	H23. 3. 10	90
9	地滑り	森屋-1		成島	H23. 3. 10	90
10	地滑り	森屋-2		成島	H23. 3. 10	90
11	地滑り	森屋-3		成島	H23. 3. 10	90
12	地滑り	大和-1		大和	H23. 3. 10	90
13	地滑り	大和-2		大和	H23. 3. 10	90
14	地滑り	大和-3		大和	H23. 3. 10	90
15	地滑り	大和-4		大和	H23. 3. 10	90
16	地滑り	大和-5		大和	H23. 3. 10	90
17	地滑り	大和-6		大和	H23. 3. 10	90
18	地滑り	大和-7		大和	H23. 3. 10	90
19	地滑り	大和-8		大和	H23. 3. 10	90
20	地滑り	大和-9		大和	H23. 3. 10	90
21	地滑り	大和-10		大和	H23. 3. 10	90
22	地滑り	大和-11		大和	H23. 3. 10	90
23	地滑り	大和-12		大和	H23. 3. 10	90
24	地滑り	大和-13		大和	H23. 3. 10	90
25	地滑り	大和-14		大和	H23. 3. 10	90
26	地滑り	大和-15		大和	H23. 3. 10	90
27	地滑り	大和-16		大和	H23. 3. 10	90
28	地滑り	大和-17		大和	H23. 3. 10	90

## ○山地災害危険地一覧

## 1 崩壊土砂流出危険地区

平成27年9月1日現在

番号	位置 (大字、字)	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
								人家 50 戸 以上	人家 49 〜 10 戸	人家 9 〜 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路を除く) 公共施設	道路
1	南部、城山	有	無	無	有	0	未成		25			1	国道
2	根岸	有	無	無	有	0	一部概成		15				国道
3	成島、東沢	有	無	無	有	0	未成		12				市町村
4	成島、東沢	有	無	無	無	0	一部概成		24				市町村
5	成島、東沢	有	無	無	有	0	未成		12				市町村
6	本郷、沢奥	有	無	無	有	1	一部概成		11				市町村
7	中野、北原	無	無	有	無	1	無						国道
8	本郷、峯	有	無	有	無	1	一部概成		21				市町村
9	本郷、峯	有	無	無	無	0	未成		21				市町村
10	本郷、峯	有	無	無	無	0	一部概成		12				市町村
11	本郷、西川	有	無	無	無	0	未成		15				市町村
12	本郷、西窪	有	無	無	無	0	一部概成				1		その他
13	本郷、水呑	有	無	有	有	2	一部概成				1		市町村
14	本郷、府ノ内	有	無	有	有	1	一部概成				1		市町村
15	本郷、船山	有	無	無	有	0	未成						市町村
16	本郷、船山	有	無	無	有	0	未成						市町村
17	本郷、船山	有	無	無	無	0	未成						市町村
18	本郷、谷津	有	無	無	無	0	一部概成			5			市町村
19	本郷、大森	有	無	無	無	0	未成		15				市町村
20	本郷、大森	有	無	無	有	0	未成		15				市町村
21	本郷、新地	有	無	無	有	0	一部概成				3		市町村
22	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
23	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			7			市町村
24	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
25	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
26	成島、横沢	有	無	無	無	0	一部概成				1		市町村
27	成島、矢崎	有	無	無	有	0	未成			6			県道
28	成島、矢崎	有	無	無	無	0	未成				2		県道
29	成島、竹ノ花	有	無	無	無	0	一部概成			6			市町村
30	成島、竹ノ花	有	無	無	有	0	未成			5			県道
31	成島、竹ノ花	有	無	無	無	0	一部概成				4		その他
32	成島、小路	有	無	無	無	0	未成		10				県道
33	成島、西沢	有	無	有	無	1	未成		10				県道
34	成島、西の入	有	無	無	有	0	未成				3		県道
35	成島、後山	有	無	有	無	0	一部概成				3		県道
36	大和、笠間	有	無	無	無	0	未成						国道

37	大和、笠間	有	無	無	無	0	未成		15				国道
38	大和、大和	有	無	無	無	0	未成			4			国道
39	大和、塩沢	有	無	有	無	2	未成		17				国道
40	大和、塩沢	有	無	有	無	2	一部概成		17				国道
41	成島、日影山	有	無	無	有	0	未成				2		市町村
42	成島、日影山	有	無	無	有	1	未成				1		その他
43	成島、日影山	有	無	無	有	1	未成				1		その他
44	成島、権現島	有	無	無	有	0	未成				1		無
45	成島、権現島	有	無	無	有	1	未成				1		その他
46	成島、権現島	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
47	大和、西回土	有	無	無	無	0	一部概成		18				国道
48	大和、西回土	有	無	無	無	0	一部概成		18				国道
49	内船、天狗山	有	無	無	無	1	未成					1	無
50	内船、天狗山	有	無	無	無	1	未成					1	無
51	内船、小内船	有	無	無	無	2	一部概成				1		県道
52	真條	有	無	無	無	0	未成				1		県道
53	富岡	有	無	無	無	1	未成				1		市町村
54	富岡	有	無	無	有	3	未成				1		市町村
55	富岡	有	無	無	無	1	未成				1		県道
56	居里	有	無	無	無	0	未成		20				市町村
57	中村	有	無	有	有	1	未成		12			1	市町村
58	中村	有	無	無	有	0	未成		10			1	市町村
59	中村	有	無	無	有	0	未成		10			1	市町村
60	中村	有	無	無	無	0	未成	65				1	県道
61	鳥尻	有	無	有	無	1	未成			6			県道
62	佐野、相の山	有	無	無	無	2	未成						市町村
63	内船、鳥尻	有	無	有	無	1	未成				4	1	県道
64	内船、寄畑	有	無	有	無	0	未成					1	県道
65	内船、徳間	有	無	無	無	0	未成		10				市町村
66	内船、徳間	有	無	無	有	1	未成			5			市町村
67	内船、寄畑	有	無	無	無	0	一部概成		10				市町村
68	内船、八木沢	有	無	無	有	0	未成		10				市町村
69	内船、八木沢	有	無	無	無	0	一部概成				4	1	県道
70	内船、八木沢	有	無	無	無	0	未成			7		1	県道
71	内船、八木沢	有	無	無	無	0	未成		10			1	県道
72	内船、八木沢	有	無	無	無	0	一部概成		13			1	県道
73	内船、寄畑	有	無	無	無	0	未成					1	市町村
74	井出	有	無	無	無	0	未成					1	市町村
75	井出	有	無	無	無	1	未成			6		1	市町村
76	佐野、相の山	有	無	無	無	1	未成						市町村
77	佐野、松山	有	無	無	無	2	一部概成						市町村
78	佐野、松山	有	無	無	無	1	一部概成						市町村
79	内船、八木沢	有	無	無	無	1	未成						市町村
80	十島、白水	有	無	無	無	1	一部概成						市町村
81	十島、白水	有	無	無	無	2	一部概成						市町村
82	十島、白水	有	無	無	無	2	未成				2		市町村
83	十島、城山	有	無	無	無	1	未成						県道
84	十島、十島	有	無	無	無	0	未成		15				県道

85	十島、十島	有	無	無	無	0	未成		12				県道
86	十島、十島	有	無	無	無	5	未成				1		県道
87	佐野、柿元	有	無	無	無	0	未成						市町村
88	佐野、柿元	有	無	無	無	0	未成						市町村
89	佐野、柿元	有	無	無	有	0	未成						市町村
90	佐野、下野	有	無	無	無	0	未成				2		市町村
91	佐野、下野	有	無	無	無	0	未成						市町村
92	佐野、本村	有	無	無	無	4	一部概成						市町村
93	佐野、本村	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
94	佐野、本村	有	無	無	有	0	一部概成				3		市町村
95	佐野、本村	有	無	無	有	0	未成			8			市町村
96	内船、富岡	有	無	無	無	1	未成		10				市町村
97	横道	無	無	無	無	1	未成		16				県道
98	権現島2	無	無	無	有	13	未成		26				県道
99	権現島3	無	無	無	有	8	未成				3		林道
100	南俣川	有	無	無	有	19	未成						林道
101	大岱	有	無	無	無	4	無						林道
102		有	無	有	有	24	無						林道
103	西又川砂岸	無	無	有	無	2	未成						林道
104	大和	無	無	無	無	0	無						市町村
105	西川2	無	無	無	無	2	無				2		市町村
106	寄畑	有	無	無	無	1	未成			5			県道、町道
107	中野	有	無	無	有	0	未成			7			国道、町道、農道
108	上佐野(国有林内)	有	無	無	無	1	未成		15				町道、林道
109	内船中山	有	無	無	有	55	一部概成		40				町道、林道
110	上佐野、西乗	有	無	無	無	6	一部概成			6			無
111	上佐野、栃広	有	無	無	無	6	未成		10				その他
112	不動沢	有	無	無	無	2	一部概成						林道
113	富士、峰	有	無	無	無	0	未成		13				市町村
114	富士、平	有	無	無	無	0	未成		17			1	市町村
115	富士、平	有	無	無	有	0	未成			8		1	市町村
116	富士、平	有	無	無	有	0	未成			7		1	市町村
117	富士、平	有	無	無	有	0	未成		12				市町村
118	富士、平	有	無	無	無	0	未成		12				その他
119	富士、平	有	無	無	有	1	未成		11				市町村
120	富士、坂下	有	無	無	有	0	未成		10				その他
121	椿根、真條	有	無	無	有	1	未成		10				国道
122	椿根、真條	有	無	無	有	0	未成		15				国道
123	椿根、原戸	無	無	無	有	2	無						市町村
124	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無						市町村
125	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無				1		市町村
126	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無				1		市町村
127	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無				1		市町村
128	椿根、原戸	有	無	無	無	1	概成		10				国道
129	椿根、竹ノ花	有	無	無	有	0	未成				4		国道
130	椿根、竹ノ花	有	無	無	有	0	未成				4		国道

131	楮根、釜ウト	有	無	無	有	1	未成				2		市町村
132	楮根、釜ウト	有	無	無	有	5	未成				2		市町村
133	楮根、内田	有	無	無	有	0	未成				2		国道
134	楮根、七通	無	無	無	無	0	未成			5			その他
135	楮根、七通	有	無	無	無	0	未成				3		国道
136	楮根、七通	有	無	無	有	0	未成						市町村
137	楮根、広見	有	無	無	有	0	未成						国道
138	楮根、小麦沢	有	無	無	有	1	未成						国道
139	楮根、北峯	有	無	無	無	0	未成			5			国道
140	楮根、峯坂	有	無	無	有	0	未成				3		国道
141	徳間	有	無	無	有	1	未成						市町村
142	徳間、上村	有	無	無	有	0	未成						市町村
143	徳間、上村	有	無	無	有	1	未成			6			市町村
144	徳間、下村	有	無	無	有	1	未成			5			市町村
145	徳間、下村	有	無	無	有	0	一部概成				1		県道
146	徳間、下村	有	無	無	有	0	未成				3		県道
147	徳間、下村	有	無	無	有	0	未成				3		県道
148	徳間、下村	有	無	無	無	0	未成						県道
149	徳間、西根能	有	無	無	無	1	未成						県道
150	徳間、西根能	有	無	無	無	0	未成						県道
151	富士、西市組	有	無	無	無	1	未成				3		県道
152	富士、西市組	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
153	富士、西市組	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
154	富士、向田	有	無	無	無	0	未成			8			市町村
155	富士、向田	有	無	無	無	0	未成			6			市町村
156	富士、向田	有	無	無	無	1	未成				3		市町村
157	富士、鯨野	無	無	無	無	2	未成						市町村
158	富士、鯨野	無	無	無	無	1	未成				1		市町村
159	富士、鯨野	有	無	無	無	3	未成				1		市町村
160	富士、鯨野	無	無	無	無	0	未成						市町村
161	富士、鯨野	無	無	無	無	0	未成						市町村
162	富士、鯨野	無	無	無	有	0	未成				1		その他
163	富士、向田	有	無	無	無	0	一部概成						市町村
164	富士、御堂入	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
165	富士、御堂日向	有	無	無	無	0	未成				4		市町村
166	富士、御堂	有	無	無	有	0	未成				1		市町村
167	富士、御堂	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
168	富士、切久保	有	無	無	無	1	未成			6			国道
169	富士、竹の沢	有	無	無	有	0	未成			5			県道
170	富士、竹の沢	無	無	無	無	0	未成		15				県道
171	富士、東根能	有	無	無	無	1	一部概成			8			県道
172	富士、東根能	無	無	無	有	0	未成			8			県道
173	富士、東根能	無	無	無	無	0	未成			8			県道
174	富士、東根能	無	無	無	無	0	未成			8			県道
175	富士、東根能	無	無	無	有	0	未成						市町村
176	徳間、西根能	無	無	無	無	0	未成				4		市町村
177	徳間、西根能	無	無	無	無	0	未成				1		市町村
178	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成				2		市町村

179	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成				2		市町村
180	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成			5			市町村
181	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成				1		市町村
182	徳間、南又	無	無	無	無	0	未成				1		市町村
183	徳間、南又	無	無	無	無	5	未成			5			市町村
184	徳間、南又	無	無	無	無	0	未成				1		県道
185	万沢、西行	有	無	無	有	3	一部概成		20				国道
186	万沢、西行	有	無	無	無	0	未成				2		国道
187	万沢、横沢	無	無	無	無	0	一部概成				3		市町村
188	万沢、横沢	無	無	無	有	0	未成				2		市町村
189	万沢、外出	無	無	無	無	1	未成			8			市町村
190	万沢、外出	無	有	無	有	1	未成			6			市町村
191	万沢、大城	有	無	無	無	0	未成				4		市町村
192	万沢、横峯	無	無	無	有	0	無						市町村
193	万沢、横峯	無	無	無	無	0	未成						国道
194	万沢、境川	無	無	無	無	0	未成						国道
195	万沢、境川	無	無	無	無	0	未成						国道
196	万沢、境川	無	無	無	有	0	未成						国道
197	万沢、境川	無	無	無	無	1	無						国道
198	万沢、境川	無	無	無	無	2	無		10				国道
199	万沢、屋敷平	無	無	無	有	0	未成				3		国道
200	万沢、屋敷平	無	無	無	無	0	未成						市町村
201	万沢、屋敷平	無	無	無	無	0	未成		13				市町村
202	万沢、杉山	有	無	無	無	0	未成		10				市町村
203	万沢、杉山	有	無	無	無	0	一部概成						市町村
204	万沢、杉山	無	無	無	無	3	無						市町村
205	万沢、杉山	無	無	無	有	1	無						市町村
206	万沢、細田	無	無	無	有	0	無						市町村
207	万沢、細田	無	無	無	有	1	無						市町村
208	万沢、細田	有	無	無	無	0	未成				2		市町村
209	万沢、唐沢	有	無	無	無	0	未成				2		市町村
210	万沢、唐沢	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
211	万沢、唐沢	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
212	万沢、井戸入	有	無	無	無	3	未成		14				市町村
213	万沢、井戸入	有	無	無	無	5	未成				2		市町村
214	桑原沢	無	無	無	無	17	未成		10				国道
215	徳間	無	無	無	無	1	無		10				県道
216	大洞沢	有	無	無	有	33	未成						林道
217	南又	無	無	無	無	0	未成		15				県道、農道
218	万沢	無	無	無	無	0	未成				2		県道、町道
219	福士、ござぎ	有	無	無	有	4	未成						林道

## 2 山腹崩壊危険地区

平成27年9月1日現在

番号	位置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)		治山事業 進捗状況	公共施設等					
					調査地区	85点以上のメッシュ危険地区		人家50戸以上	人家49戸以下	人家9戸以下	人家4戸以下	(道路を除く) 公共施設	道路
1	南部	有	無	有	10	10	一部概成	125				1	国道
2	成島	有	無	無	3	3	一部概成		11				市町村
3	成島	有	無	無	2	2	一部概成		18				県道
4	成島	有	無	無	4	4	一部概成		25				林道
5	塩沢	有	無	無	2	2	一部概成			8			国道
6	塩沢	無	無	無	1	1	無			5			国道
7	内船	無	無	無	1	1	無			5			市町村
8	内船	無	無	無	3	3	無		36			1	市町村
9	内船	無	無	無	2	2	無	80				3	その他
10	内船	有	無	無	3	3	一部概成		15				県道
11	内船	無	無	無	9	9	無					1	市町村
12	下佐野	有	無	有	4	4	無						市町村
13	佐野	有	無	無	14	13	一部概成						市町村
14	上佐野、小草里	無	無	無	22	22	無		30				林道
15	佐野、上佐野	有	無	無	4	4	無			7			林道
16	内船、島尻	無	無	無	8	8	無			8			国道
17	西川、敬神	無	無	無	2	1	未成		22				市町村
18	柳島、柳島	無	無	無	5	5	無		28			1	市町村
19	内船、小木沢	無	無	無	8	8	無		38				市町村
20	井出、下井出	無	無	無	19	19	未成		19				県道
21	小川上	無	無	無	9	9	無			6			市町村
22	塩沢2	無	無	無	12	12	一部概成			6			県道
23	塩沢1	無	無	無	12	12	無		23				市町村
24	内船、天狗松	無	無	有	7	7	無					1	県道
25	内船、小内船山	無	無	有	19	18	無					1	県道
26	小草里	有	無	有	13	12	未成		15				町道、 林道
27	富士	無	無	有	4	4	無			5			国道
28	富士	無	無	無	4	3	無			9			県道
29		有	無	有	3	3	未成			9			国道
30	富士	有	無	有	3	3	未成		45				県道
31	富士	無	無	有	3	3	無		11				県道
32	富士	無	無	無	6	5	無		23				県道
33	富士	無	無	有	4	4	無			8			市町村
34	富士	無	無	無	3	3	無			6			市町村
35	富士	無	無	無	3	3	無		23				市町村
36	富士	無	無	無	2	1	無			6			市町村
37	富士、西根熊	有	無	無	10	9	未成			9			県道

38	徳間、上村 (A)	無	無	無	1	1	無		11				市町村
39	徳間	有	無	無	1	1	無		10				市町村
40	万沢	有	無	無	5	3	未成		25				国道
41	万沢	有	無	無	2	2	未成		10				国道
42	万沢	無	無	無	5	4	未成		32			1	県道
43	万沢	無	無	無	2	2	無				3		市町村
44	富士	無	無	無	9	9	無		11			2	県道
45	万沢、鳥山	無	無	有	9	9	無						県道
46	万沢、中平山	無	無	有	10	9	無		18				国道

## 3 地すべり危険地区

平成27年9月1日現在

番号	位置 (大字、字)	保安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	以 上 メ ッ シ ュ 危 険 地 区 85 点	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					道 路
								人 家 50 戸 以 上	人 家 49 〜 10 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路を除く) 公共施設	
1	本郷、西川	有	有	無	有	30	一部概成	60					国道
2	本郷、杉尾	有	無	無	有	17	未成	75					国道
3	塩沢、塩沢	有	無	無	有	8	未成		24				国道
4	内船、居里	有	無	無	有	18	未成		48			1	国道
5	本郷、大林	有	無	有	有	4	一部概成		25				町道
6	本郷、鍛冶屋林	有	無	有	有	4	一部概成		13				町道

## ○老朽ため池の所在地及び整備状況

平成27年9月1日現在

池 名	形 式	所 在 地	貯 水 量	整備及び老朽 状 態
中野池	土堰堤	南部町中野5097-2	2000m <sup>3</sup>	漏水無

〔様 式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

平成 年 月 日

山梨県知事殿

発 信 者 名  
(南部町災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の情况及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

平成 年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者
  - ・
  - ・
  - ・
  - ・
  - ・

## ○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1	要請団体						発信者
2	災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3	要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4	発生場所 目標	(市・町・村)					目標
5	発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃	
6	事故概要又は 災害概要						
7	気象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m/s	気温 ℃ 警報・注意報)	
8	必要資機材						
9	出場先 場着場	場所 目標(名称)	(市・町・村)			番地 病院 要請側病院名	
10	搬送先 場着場	場所 目標(名称)	(市・町・村)			番地 病院 搬送先病院名	
11	傷病者等	住所 氏名	生年月日	年	月	日 歳 傷病名 程度 重・中・軽 男・女	
12	現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名				
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン					
14	他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数	機		
15	要請日時	年	月	日	曜日	時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。							
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン					
2	到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分	
3	活動予定時間	時間		分			
※ その他の特記事項							
			受信者				

### ○県指定に基づく報告様式

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX 0556-22-8135)  
 峡南地域県民センター管内

PAGE  
 (様式2-1-1)

市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上 非住家床下
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防 (県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先 (住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③避難準備 ④自主		
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
受信票送付先	防災危機管理課防災危機管理担当 電 話 055-223-1432 FAX 055-223-1429	受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※市町村→地方連絡本部 (地域県民センター) →防災危機管理課

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

峡南地域県民センター管内

(様式2-1-2)

市町村災害対策本部等設置状況		市町村名		
発信 日時	月 日 時 分 現在	<del>市町村</del> 担当者名		
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)		
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他	
災害警戒本部等設置		設置	平成	年 月 日 時 分
		解散	平成	年 月 日 時 分
災害対策本部設置		設置	平成	年 月 日 時 分
		解散	平成	年 月 日 時 分
受信票送付先	防災危機管理課防災危機管理担当 電話 055-223-1432 FAX 055-223-1429	受信者 日 時	氏名 平成	年 月 日 分

※市町村→地域県民センター→防災危機管理課

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

**市町村 → 県民センター**

(警戒-4)

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

( 年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) → 地方連絡本部 (地域県民センター)

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

<b>県民センター → 防災危機管理課</b>
-------------------------

(警戒-8)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市町村名 地域県民センター名	報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後	
1 人的被害	1～20に係るもので、事前対策を行った場合に記載してください。	
2 物的被害(棟)		
3 火災(棟)		
4 被害概況		
5 道路		
6 橋梁		
7 河川		
8 崖崩れ		
9 電話		
10 電気		
11 ガス		
12 水道		
13 鉄道		
14 バス		
15 避難所		
16 へり関係		
17 教育		
18 農業		
19 市町村体制		
20 振興局体制		
21 その他		

※市町村本部→地方連絡本部→県本部

報告者

電話

FAX



(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

(様式 地-3)

## 毒町村初動体制確認票

		毒町村名			
毒町村担当者 職・氏名					
受信日時	月 日 時 分	毒町村 集計時刻	月 日 時 分 現在		
受信者名			受信方法	電話 FAX その他 ( )	
1 災害対策本部 設置状況		①設置済み      ②設置予定      ③設置不可      ④設置不要			
	設置日時	↓ 月 日 時 分		電話番号	
	設置場所			FAX番号	
2 本部員参集状況		職・氏名		出勤状況	
	本部長			在 不在	
	副本部長			在 不在	
	副本部長			在 不在	
3 職員参集状況		本部要員 概ね ( ) 人参集		その他 概ね ( ) 人参集	
4 設備作動状況		作動状況		備考	
	防災無線	良 不良			
	同報無線	良 不良 無			
	消防無線	良 不良 無			
5 周辺被害状況		庁舎周辺の被害概況 (確認できる範囲で)			
	人的被害	死 傷 者	①不明 ②なし ③死傷者発生		
	建物被害	建物倒壊	①不明 ②なし ③倒壊少数 ④倒壊多数		
	火 災	火災発生	①不明 ②なし ③火災発生 ④延焼火災発生 概ね 箇所		
	そ の 他	山・崖くずれ	①不明 ②なし ③山・崖くずれ発生		
		液状化	①不明 ②なし ③液状化発生		
		その他			
備 考					

毒町村被害速報

		毒町村名							
毒町村担当者 職・氏名									
受信日時	月 日 時 分	毒町村 集計時刻	月 日 時 分 現在						
受信者名			受信方法	電話	F A X	その他 ( )			
1 人的被害									
死者	①あり (概ね 人)		②なし		③不明				
負傷者	①あり (概ね 人)		②なし		③不明				
行方不明者	①あり (概ね 人)		②なし		③不明				
2 施設被害									
建物倒壊	①全壊あり		②半壊あり		③一部損壊あり		④なし		
火災	①延焼中(概ね 箇所〈 〉世帯)		②なし						
電力	①全世帯停電		②一部停電		③正常		④不明		
電話	①全世帯不通		②一部不通		③正常		④不明		
3 その他被害									
道路									
橋梁									
河川									
崖崩れ									
ガス									
水道									
鉄道									
バス									
避難所									
教育									
農業									
応急対策									
その他									
4 避難の状況		種別	避難日時	地区名	世帯数	人数	避難先	避難先等	
※「種別」欄には 『勧告』(避難勧告) 『指示』(避難指示) 『自主』(自主避難) のいずれか記入									
備 考									

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害	全壊 棟 人 世帯	半壊 棟 人 世帯	一部破損 棟 人 世帯
	床上浸水 棟 人 世帯	床下浸水 棟 人 世帯	非住家床上 棟 人 世帯 非住家床下 棟 人 世帯
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先(住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主		
月 日 時 分	避難地域	避難先	世帯 人
月 日 時 分	避難地域	避難先	世帯 人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他( 部 課)	受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時

※市町村→地方連絡本部(地域県民センター)→災害対策本部情報収集班

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

(様式3-4-5)

**市町村災害対策本部等設置状況・  
職員参集状況票**

		市町村名	
集計 時点	月 日 時 分 現在	<del>市町村</del> 担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置		設 置	平成 年 月 日 時 分
		解 散	平成 年 月 日 時 分
		設置場所	電話 FAX
職員参集状況		人	

※市町村→地方連絡本部(集計)→災害対策本部情報収集班



## ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

816 第1号様式

## 災 害 報 告

都道府県	山 梨 県	区 分	番号	被 害	
災 害 者	年 月 日 第 報	田	流出・埋没	ha 22	
			冠 水	ha 23	
年 月 日	確 定	畑	流出・埋没	ha 24	
			冠 水	ha 25	
報告者名		文教施設	箇所	26	
区	分	番号	被 害		
人 的 被 害	死 者	人	1		
	行 方 不 明	人	2		
	負 傷 者	重 傷	人	3	
		軽 傷	人	4	
住 家 被 害	全 壊	棟	5		
		世帯	6		
	半 壊	人	7		
		棟	8		
	一 部 破 損	世帯	9		
		人	10		
		棟	11		
	床 上 浸 水	世帯	12		
		人	13		
		棟	14		
	床 下 浸 水	世帯	15		
		人	16		
		棟	17		
	非 住 家	公 共 建 物	棟	20	
		そ の 他	棟	21	
			罹 災 世 帯 数	世帯	44
		罹 災 者 数	人	45	
		火 災 発 生	建 物 件	46	
			危 険 物 件	47	
			そ の 他 件	48	

区 分	番号	被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称	
公 共 文 教 施 設	千円	49		設 置	年 月 日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円	50		解 散	年 月 日 時
公 共 土 木 施 設	千円	51			
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	52			
小 計	千円	53			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体	54			
そ の 他	農 産 被 害	千円	55		
	林 産 被 害	千円	56		
	畜 産 被 害	千円	57		
	水 産 被 害	千円	58		
	商 工 被 害	千円	59		
そ の 他	千円	60			
被 害 総 額	千円	61			
				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人
災害発生場所					
災害発生年月日					
災害の概況					
消防機関の活動状況					
その他（避難の勧告・指示の状況）					

## 第2号様式

## 災害中間年報

都道府県名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り災害世帯数			世帯						
り災害者数			人						
被害総額			千円						
公立文教施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
農林水産業施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
公共土木施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
その他の公共施設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	
その他被害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県 災害対策本部	設置		月日	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散		月日	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災害年報

都道府県名

区分		災害名			計
		発生年月日			
人的被害	死者	不明者	人		
	行方不明者	重傷者	人		
	負傷者	軽傷者	人		
住家被害	全壊	棟			
		世帯			
		人			
	半壊	棟			
		世帯			
		人			
	一部破損	棟			
		世帯			
		人			
	床上浸水	棟			
		世帯			
		人			
床下浸水	棟				
	世帯				
	人				
非住家	公共建物	棟			
	その他	棟			
その他	田	流失・埋没	ha		
		冠水	ha		
		流失・埋没	ha		
	畑	流失・埋没	ha		
		冠水	ha		
		冠水	ha		
	学校	箇所			
	病院	箇所			
	道路	箇所			
	橋りょう	箇所			
	河川	箇所			
	港湾	箇所			
	砂防	箇所			
	清掃施設	箇所			
	崖くずれ	箇所			
鉄道不通	箇所				
被害船舶	隻				
水道	戸				

区分		災害名			計
		発生年月日			
電	電話	回線			
	電	気	戸		
	ガ	ス	戸		
その他	ブロック塀等	箇所			
火災発生	建物	件			
	危険物	件			
	その他	件			
り災	世帯数	世帯			
り災	者数	人			
公立文教施設	千円	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設	千円	( )	( )	( )	( )
公共土木施設	千円	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設	千円	( )	( )	( )	( )
小計	千円	( )	( )	( )	( )
その他	公共施設被害市町村数	団体			
その他	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
その他	千円				
被害総額	千円				
都道府県災害対策本部設置	月日	月日	月日	月日	月日
災害対策本部解散	月日	月日	月日	月日	月日
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数					
消防団員出動延人数					

## ○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

## 第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用途		事業所名 (代表者名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理由
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積 建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)	台 人	
	消防団	台 人	
	その他	人	
救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 2 号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
 2 危険物等に係る事故  
 3 原子力施設などに係る事故  
 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、第2種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス	物質名		
	4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)	
		{ 重症	人 ( 人)	
		{ 中等症	人 ( 人)	
		{ 軽症	人 ( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	事業所	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )	台 人	
		消 防 団	台 人	
		海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人	
	そ の 他	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分			
使用停止命令	月 日 時 分			
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不 明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式 (その 1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）  
（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害		区 分		被 害		災 害 等 の 設 置 状 況	都 道 府 県	市 町 村				
災 害 名	災害名	第 報	( 月 日 時現在)	田	流出・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円									
報 告 番 号					畑	冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円								
報 告 者 名				そ	流出・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円									
区 分 被 害					文 教 施 設	箇所		そ の 他 の 公 共 施 設	千円									
人 的 被 害	死 者	人		病 院	箇所		小 計	千円				災 害 救 助 法	計	団 体				
	行 方 不 明 者	人		道 路	箇所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体										
	負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う	箇所		そ の 他	農 業 被 害	千円					火 災 救 助 法	計	団 体	
		軽 傷	人		河 川	箇所			林 業 被 害	千円								
住 家 被 害	全 壊	棟		港 湾	箇所		他	畜 産 被 害	千円		火 災 救 助 法	計	団 体					
		棟		砂 防	箇所			水 産 被 害	千円									
	半 壊	棟		清 掃 施 設	箇所			そ の 他	商 工 被 害	千円					消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
		棟		崖 く ず れ	箇所				被 害 船 舶 隻									消 防 団 員 出 動 延 人 数
	一 部 破 損	棟		鉄 道 不 通	箇所			水 道 戸						電 話 回 線	電 気 戸	ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	
		棟		被 害 船 舶 隻				電 話 回 線										
	床 上 浸 水	棟		電 気 戸				電 話 回 線						電 気 戸	ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
		棟		ガ ス 戸				電 気 戸										
	床 下 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		棟		り 災 世 帯 数	世 帯			り 災 者 数	人									
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建 物 件													
	そ の 他	棟		火 災 発 生	危 険 物 件													
				火 災 発 生	そ の 他 件													
				備 考		災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況												
				被 害 総 額		千円		被 害 総 額		千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人				

※被害額は省略することができるものとする。





様式3

## 救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所		
		報告年月日・時刻		
		平成 年 月 日 時 分		
救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等	
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 ( 箇所)	(5) 家屋の応急修理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	②避難者数 ( 世帯 人)		②修理家屋 箇所	
	③避難所別の内訳 ( / 世帯 人) ( / 世帯 人)		③修理方法	
(2) 炊き出しその他食品の給与	① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)	(6) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時	
	② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		②支給状況 中学生 人 小学生 人	
	③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)	(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時	
	④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		②埋葬者数 人	
	⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(8) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時
	⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			②搜索対象
	⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			③搜索地域 ④搜索方法 (具体的)
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 ( 月 日 ～ 月 日) 延 L	(9) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	ペットボトル～ 本 ( 月 日 ～ 月 日) 延 L		②処理件数 大人 (12歳以上) 体 子供 (12歳未満) 体	
	ろ過器～ 器 ( 月 日 ～ 月 日) 延 L		③検案者 ( ) 体 ④安置場所 ( ) 体 ( ) 体	
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	(10) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
	②地区名 ③救出人員 世帯 名 ④救出方法 (具体的)		②作業箇所 箇所 ③作業方法	

様式4

被災世帯調査原票

〔山梨南部町防災〕

整理番号NO

市町村名 ( )

世帯主氏名		住所				調査者氏名							
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水					状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあつた住家		棟 (自家、借家)				被害にあつた非住家		棟 (自家、借家)					
避難先		①縁故先 ( )					②避難した施設 ( )						
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他			
生活保護法の適用の有無 (有・無)				調査者の意見									
摘要													

資料編

第14号様式

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ( )

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊出しその他 による食品給 与用								
給水用機械器 具燃料浄水用 薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材 料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗 品								
・・・など								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。  
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。  
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

## 第15号様式

## 避難所設置及び収容状況

市町村名 ( )

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。  
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

## 第16号様式

## 応急仮設住宅台帳

市町村名 ( )

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

第17号様式

炊き出し給与状況

市町村名 ( )

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。





第20号様式

救 護 班 活 動 状 況

〇 〇 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

## 第21号様式

## 病院診療所医療実施状況

市町村名 ( )

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間  月 日	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額  円	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
						点	点		
計	機関	人							

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

第22号様式

助産台帳

市町村名 ( )

分娩者 氏名	分娩 日	分娩 時	助産機関名	分娩 期	分娩 間	金額	備考
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		
				月 日	~ 月 日		



## 第24号様式

## 住宅応急修理記録簿

市町村名 ( )

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			





第5号様式

死体搜索状況記録簿

市町村名 ( )

年月日	搜索人員	搜索用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

第28号様式

死体処理台帳

市町村名 ( )

処理 年月日	死体発見 の日時及 び場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理費			死体の 一時 保存費	検案料	実支 出額	備考
			氏名	続柄	品名	数量	金額				
計		人									

## 第29号様式

## 障害物の除去状況

市町村名 ( )

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

第30号様式

輸 送 記 録 簿

山 梨 県  
市町村名 ( )

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上料		修 理 費					燃 料 費	実支 出額	備 考
			使用車両 等		故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故 障 の 概 要			
			種類	台数	金額	登録 番号						
計												

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的(又は救助の種類名)を記入すること。  
 2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。  
 3 借上車輛等による場合は有償無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第6号様式

賃金職員等雇上台帳

(救助種別)			市町村名 ( )											
住 所	氏 名	日 額	月 分						基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計														

## ○罹災証明願

### 罹 災 証 明 願

南部町長 様

平成 年 月 日

下記について、罹災したことを証明願います。

申請者 (来庁者)	住所 山梨県南巨摩郡南部町					
	電話 (必ず連絡ができる番号)					
	(現在の連絡先)					
	(住所と同じ場合は記入不要です) 電話					
(フリガナ)						
氏名						
罹災者氏名	(フリガナ)					
	氏名					
罹災世帯の 構成員	氏 名	続柄	生年月日	氏 名	続柄	生年月日
罹災住家等	物 件	<input type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名 ) ) <input type="checkbox"/> 非住家 ( )				
	所 在	山梨県南巨摩郡南部町				
請求枚数等	通	必要理由 (理由、提出先等)				

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

<b>委 任 状</b>	
南部町長 様	
上記申請者 _____ に、罹災証明書の請求・受領について委任します。	
	平成 年 月 日
	委任者 住所
	氏名 <span style="float: right;">㊞</span>

\*\*\*\*\* <ここから下は記入しないでください> \*\*\*\*\*

## 罹 災 証 明 書

被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹災原因	平成 年 月 日の ( <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 大雪 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 風水害) による。
特記事項	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

南税発第 罹災 号

山梨県南巨摩郡 南部町長 ㊞

## 罹災証明について

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明をするものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。

- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」とことなることもあります。

## 〔そ の 他〕

## ○町内指定文化財一覧

## 1 国指定文化財（重要文化財）

文化財名称	文化財区分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
最恩寺仏殿・附厨子1基、棟札1枚	建 造 物	最恩寺	福士23502	昭和28年3月31日

## 2 県指定文化財

文化財名称	文化財区分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
絹本著色穴山信友画像	絵 画	円蔵院	南部7576	昭和42年8月7日
穴山勝千代画像（絹本著色）	絵 画	最恩寺	福士23502	昭和43年2月8日
絹本著色仏涅槃図	絵 画	円蔵院	南部7576	昭和58年3月10日
旧客殿襖絵 円山応挙筆（八幅）	絵 画	円蔵院	南部7576	平成11年9月9日
仏成寺鰐口	工 芸 品	仏成寺	成島3065	昭和58年7月21日
「顕長遠清」銘の短頸壺	工 芸 品	望月直巳	福士16613	平成1年4月19日
金山神社のイチョウ	天然記念物	西市組	福士14847—1	昭和33年6月19日
モリアオガエル及び生息地	天然記念物	佐野 収	井出1398	昭和34年2月9日
本郷寺の千年ザクラ	天然記念物	本郷寺	本郷3230	昭和36年12月7日
顕本寺のおハツキイチョウ	天然記念物	顕本寺	万沢3926	昭和38年9月9日
井出八幡神社の社叢	天然記念物	井出八幡神社	井出558	昭和45年10月26日
島尻の大カヤ	天然記念物	木内 奨	内船10293	昭和60年3月19日
真篠城跡	史 跡		福士真篠	平成12年3月2日
紙本墨書般若心経秘鍵并序	書 跡	諏訪神社	南部8909	平成5年2月15日
木造薬師如来坐像	彫 刻	大塩区	塩沢1482	昭和34年2月9日
法雲庵の木造聖観世音菩薩坐像	彫 刻	正積山法雲庵 （宇上組）	内船7030	平成8年5月2日
内船歌舞伎	無形文化財	内船歌舞伎保存会	内船地域	平成23年12月1日

## 3 町指定文化財

文化財名称	文化財区分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
十島八幡神社本殿	建造物	十島八幡神社	十島1868	昭和48年9月10日
大和駒形神社の神殿	建造物	駒形神社	大和141	昭和52年9月17日
内船八幡神社の社殿	建造物	内船八幡神社	内船3935	昭和52年9月17日
紙本墨画達磨像図	絵画	円蔵院	南部7576	昭和55年12月23日
諏訪神社の騎獅文殊像	彫刻	諏訪神社	南部8909	昭和48年9月10日
諏訪神社の獅子頭面	彫刻	諏訪神社	南部8909	昭和48年9月10日
内船寺の小半鐘	工芸品	内船寺	内船3599	平成8年12月20日
円蔵院文書17札 (16点及び制札1枚)	書跡	円蔵院	南部7576	平成8年12月20日
南部宿文書8札	書跡	朝夷孝一郎家所蔵	南部3338	平成8年12月20日
諏訪神社文書3札	書跡	諏訪神社	南部8909-1	平成8年12月20日
井出村天正検地帳	書跡	佐野浩道	南部9172-10	平成10年4月1日
井出村慶長名寄帳	書跡	佐野浩道	南部9172-10	平成10年4月1日
内船村慶長水帳	書跡	新井榮子	内船9578	平成10年4月1日
徳間相撲甚句	無形文化財		福士18331	昭和49年6月10日
矢島神楽	無形文化財	矢島集落	矢島地域	昭和49年6月10日
峰神楽	無形文化財	峰集落	峰地域	昭和49年6月10日
西市神楽	無形文化財	西市集落	西市地域	昭和49年6月10日
内船歌舞伎	無形文化財	内船歌舞伎保存会	内船地域	昭和51年3月9日
佐野の獅子舞	無形文化財	佐野獅子舞保存会	佐野地域	昭和51年3月9日
南部の火祭り (百八たい、投げ松明)	無形文化財	火祭り実行委員会	南部富士川河原	平成8年12月20日
天神堂遺跡	史跡		万沢4119	昭和47年7月6日
万沢口留番所跡	史跡		万沢3455	昭和49年6月10日
穴山信友の墓	史跡	円蔵院	南部7576	平成8年12月20日
四条金吾夫婦の墓	史跡	内船寺	内船3599	平成8年12月20日
南部氏一族の墓石群	史跡	妙浄寺兼務住職 永富文雄	南部8843	平成8年12月20日

南部氏の館跡	史跡	盛岡市北山2-11-6 南部利昭	南部老瀬地内 (南部8229-4)	平成8年12月20日
妙浄寺のイチョウ	天然記念物	妙浄寺	南部8122	昭和46年11月3日
円蔵院のジュンサイ	天然記念物	円蔵院	南部7576	昭和47年5月10日
下野八幡神社社叢	天然記念物	下野八幡神社	下佐野117-1	昭和47年5月10日
睦合小学校のセンダン	天然記念物	南部町	南部4534-1	昭和47年5月10日
内船八幡神社のイチョウとクスノキ	天然記念物	内船八幡神社	内船3935	昭和47年5月10日
顕本寺のヒノキ	天然記念物	顕本寺	万沢3926	昭和47年7月6日
佐野長治郎氏宅のサザンカ	天然記念物		万沢1384	昭和47年7月6日
慈眼寺のタラヨウ	天然記念物	慈眼寺	中野4171	昭和48年11月13日
根熊池大神のイチョウ	天然記念物		富士池大神	昭和51年6月10日
望月絢子氏宅のヤマモモ	天然記念物		富士1309	昭和51年6月10日
平八幡神社のシイノキ	天然記念物		富士2145-1	昭和51年6月10日
佐野信雄氏のナンテン	天然記念物		富士4239	昭和51年6月10日
小葉山金山神社の社叢	天然記念物		万沢小葉山集落内	昭和51年6月10日
原間のイトザクラ	天然記念物	本郷寺	本郷1547	昭和52年11月26日
根本のカヤ	天然記念物	山本昭和	内船5275	昭和52年11月26日
下田屋のカヤ	天然記念物	渡邊喜代子	南部7	昭和52年9月17日
峰の窪のカキ	天然記念物	高橋弘明	中野1617	昭和57年7月23日
一乗寺のオハツキイチョウ	天然記念物		万沢16538	昭和61年3月5日
万沢小学校のヒイラギモクセイ	天然記念物	南部町	万沢4119	昭和61年3月5日
ギフチョウ	天然記念物	南部町	南部町一円 (旧富沢町一円)	平成6年10月17日
大和万福寺のカヤ	天然記念物	万福寺	大和1564	平成8年10月12日
ギフチョウ	天然記念物	南部町	南部町一円 (旧南部町一円)	平成14年1月10日
万沢小学校所蔵の高札	有形文化財	南部町	万沢4119	平成8年10月17日
観智院の雲版	有形文化財		富士5524	平成10年8月31日

## 4 県指定自然記念物

名 称	区 分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	自然記念物	円蔵院	南部7576	昭和52年12月28日
上佐野の透輝石	自然記念物		上佐野地域	昭和52年12月28日
佐野の暖帯林	自然記念物		下佐野	昭和47年10月30日
西市森の暖帯林	自然記念物		富士	昭和51年12月27日
富士川のサツキ及びシラン	自然記念物	国有地	万沢	昭和52年12月28日
石合のカタヒバ	自然記念物		富士	昭和55年1月28日
古城山のシイ及びウラジロ	自然記念物	円蔵院	南部	昭和55年1月28日